



埼玉県報

第665号
令和7年(2025年)
10月31日
金曜日

目次

条例のあらまし

- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(建築安全課)

条例

- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(建築安全課)

規則

- 埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則(建築安全課)

告示

- 埼玉県人事行政の運営等の状況の公表(人事課)
- 災害救助用備蓄食料「缶入りパン」に関する入札公告(入札課)
- 川越都市計画事業(仮称)川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会(環境政策課)
- 産業廃棄物処理施設設置許可申請書等の縦覧(産業廃棄物指導課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の休止の届出(社会福祉課)

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の再開の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定(道路環境課)
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定(道路環境課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 鴻巣都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 東松山都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 東松山都市計画緑地の変更の案の縦覧(公園スタジアム課)
- 県道騎西鴻巣線の区域の変更(行田県土整備事務所)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課)

本号で公布された条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県）

条例第四十六号）（建築安全課）

一 趣旨

建築基準法施行令の一部改正に伴う、規定の整備を行うための改正
法令改正に伴う規定の整備

二 内容

令和七年十一月一日

三 施行期日

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月三十一日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県条例第四十六号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十
一号）の一部を次のように改正する。

別表第二十三項第二号事務の欄2中「第百三十七条の十二第六項及び第七項」を
「第百三十七条の十二第十一項及び第十二項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年十一月一日から施行する。

規則

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月三十一日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県規則第九十八号

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県建築基準法施行細則（昭和三十六年埼玉県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「第一百三十八条第三項第一号」を「第一百三十八条第四項第一号」に改める。

第六条第二項及び第十九条第二号中「同条第三項第四号」を「同条第四項第四号」に改める。

様式第八号の^(注)6中「第137条の12第4項」を「第137条の12第13項」

に改める。

附 則

1　この規則は、令和七年十一月一日から施行する。

2　この規則による改正前の埼玉県建築基準法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

埼玉県告示第八百二十一号

埼玉県の人事行政の運営等の状況について、埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年埼玉県条例第四号）第六条の規定により、次のとおり公表する。

令和七年十月三十一日

埼玉県知事 大野元裕

人事行政の運営等の状況の公表

第1 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職等の状況（令和6年度）

(単位：人)

職種	区分 採用	離職								合計	
		退職					免職				
		定年	勧奨	普通	死亡	任期満了	分限	懲戒	失職		
一般行政職	629	189	57	289	5	196	0	2	0	738	
研究職	17	2	0	7	1	5	0	0	0	15	
医療職	64	17	4	25	1	20	0	0	0	67	
技能労務職	17	10	2	5	0	9	0	0	0	26	
教育職	3,453	625	97	1,033	20	1,921	0	10	1	3,707	
警察職	351	24	42	276	5	12	0	0	0	359	
企業職	26	4	0	9	0	6	0	0	0	19	
合 計	4,557	871	202	1,644	32	2,169	0	12	1	4,931	
(構成比)		(17.1%)	(4.1%)	(33.3%)	(0.6%)	(44.0%)	(0.0%)	(0.2%)	(0.0%)	(100%)	

(注) 1 上記の数は、暫定再任用職員を含みます。

2 職種の区分については、次のとおりです(以下(2)及び8職員の退職管理の状況に同じ)。

一般行政職・・・他のいずれにも該当しない職員

研究職・・・研究職給料表適用者

医療職・・・医療職給料表(一)、医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)の各適用者

技能労務職・・・技能職給料表適用者

教育職・・・教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)の各適用者並びに指導主事及び社会教育主事並びに高等看護学院及び農業大学校の教員

警察職・・・公安職給料表適用者

企業職・・・企業職給料表(一)、企業職給料表(二)、下水道企業職給料表の各適用者

3 数字の単位未満は、四捨五入しました。このため、内訳の計が100%にならない場合があります(以下(2)に同じ)。

(2) 職員の昇任及び降任の状況（令和6年度）

<知事等>

(単位：人)

区分	昇任							降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	
一般行政職	220	131	100	92	46	22	11	55
研究職	11	3	6	3	2	0	0	3
医療職	24	11	6	5	4	0	0	4
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	0
教育職	1	3	2	0	0	0	0	0
企業職	24	8	9	4	6	3	1	5
合 計	280	156	123	104	58	25	12	67
(構成比)	(36.9%)	(20.6%)	(16.2%)	(13.7%)	(7.7%)	(3.3%)	(1.6%)	

(注) 1 知事等とは、任命権者が、知事、議長、選挙管理委員会、代表監査委員、人事委員会、公営企業管理者及び下水道事業管理者であるものと言います(以下同じ)。

<教育委員会>

(単位：人)

区分	昇任							降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	
一般行政職	84	46	38	5	12	8	2	1
医療職	1	3	0	0	0	0	0	0
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	0
教育職	0	0	0	0	0	0	0	1
合 計	85	49	38	5	12	8	2	2
(構成比)	(42.7%)	(24.6%)	(19.1%)	(2.5%)	(6.0%)	(4.0%)	(1.0%)	

(単位：人)

区分	昇任				降任
	主幹教諭	教頭	副校長	校長	
教育職	193	189	8	139	21
合 計 (構成比)	193 (36. 5%)	189 (35. 7%)	8 (1. 5%)	139 (26. 3%)	21

<警察本部長>

(単位：人)

区分	昇任					降任
	巡査部長 主任	警部補 係長	警部 課長補佐	警視 調査官級	所属長級	
警察官	254	162	74	42	22	6
一般職員	22	10	8	5	3	1
研究職	0	1	2	0	0	0
合 計 (構成比)	276 (45. 6%)	173 (28. 6%)	84 (13. 9%)	47 (7. 8%)	25 (4. 1%)	7

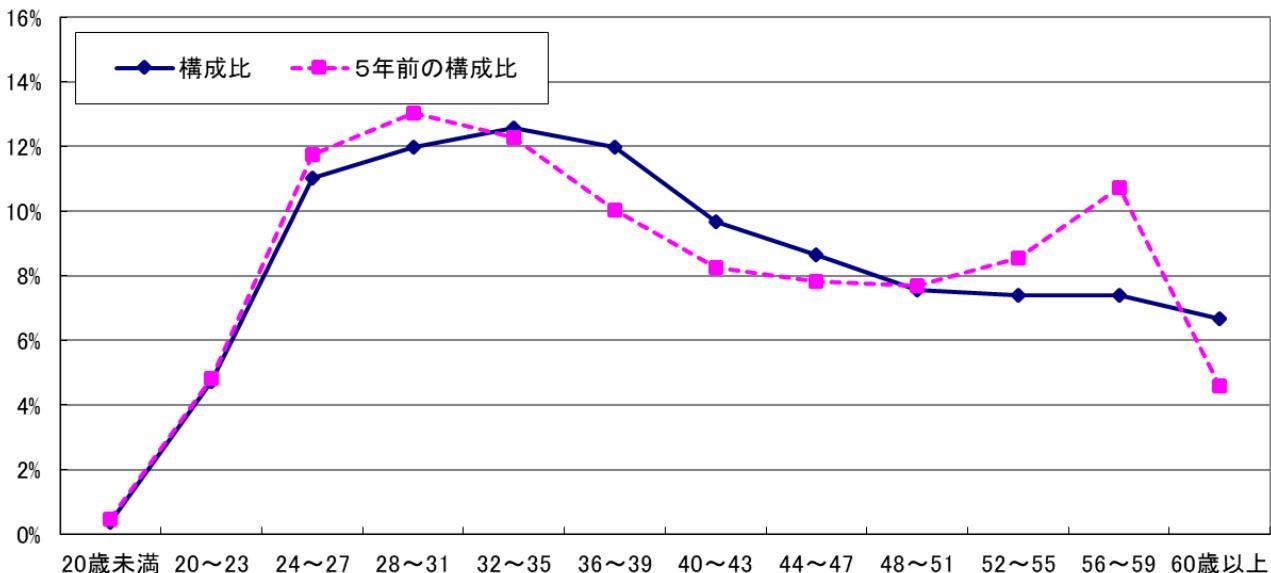
(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在 単位：人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な 増 減 理 由
		令和6年	令和7年		
普通会計部門	議 会	68	70	+2	執行体制の強化
	総 務	1, 243	1, 240	▲3	執行体制の見直し
	税 务	570	570		
	民 生	1, 106	1, 189	+83	児童虐待防止対策の強化
	衛 生	1, 493	1, 503	+10	特定再生資源屋外保管業の規制等への対応
	商 工	322	329	+7	執行体制の強化
	労 働	206	203	▲3	執行体制の見直し
	農林水産	915	898	▲17	執行体制の見直し
	土 木	1, 281	1, 261	▲20	執行体制の見直し
	小 計	7, 204	7, 263	+59	
教育部門	教育部門	41, 604	41, 789	+185	国の定数改善等に伴う増
	警察部門	12, 885	12, 982	+97	地方警察官の増員
	小 計	61, 693	62, 034	+341	
公営企業部門	病 院	193	198	+5	リハビリ提供体制の充実
	水 道	347	352	+5	執行体制の強化、浄水場拡張事業等の事業量増加による増員
	下水道	127	139	+12	下水道管の復旧工事及び再発防止対策等を推進するための体制強化
	その他	104	102	▲2	執行体制の見直し
	小 計	771	791	+20	
合計		62, 464	62, 825	+361	

(注) この表は、総務省定員管理調査の区分に基づき、職員の配置状況を行政部門別に表にしたもので、職員数は定数条例上の定数とは異なります。

(4) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 239	人 2,966	人 6,934	人 7,527	人 7,891	人 7,534	人 6,072	人 5,425	人 4,752	人 4,643	人 4,645	人 4,197	人 62,825

(5) 職員定数の適切な管理

業務のスクラップ・アンド・ビルトや事業手法の見直しを絶えず行うとともに、災害対応など県民の生命・財産に重大な影響を及ぼす事案に迅速的確に対応するため、組織体制及び職員定数等を見直しています。

なお、企業局、下水道局、教育委員会（事務局職員及び県立学校事務職員等県の裁量により削減が可能な職員に限る。）においても、職員定数を適切に管理することとしています。

2 職員の人事評価の状況

<知事及び教育委員会（事務局職員）>

評価制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 実績評価：仕事の実績（業績と過程）を評価 <ul style="list-style-type: none"> ①業績評価：仕事の成果と手順を測定（目標管理を活用） ②職務遂行過程評価：職務遂行における過程の適正さを測定 能力評価：職務遂行を通じて発揮された能力と執務姿勢を評価 																																
対象職員	一般職の職員																																
評価期間等	<ul style="list-style-type: none"> 実績評価 評価基準日：2月1日 評価対象期間：4月1日～3月31日 能力評価 評価基準日：11月1日 評価対象期間：前年11月2日～11月1日（基準日以前1年間） 																																
評価の基準	<ul style="list-style-type: none"> 実績評価（最終評価） <table border="1"> <thead> <tr> <th>評語</th> <th>内容</th> <th>分布制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>実績が特に良好である</td> <td>対象者数の10%以内</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>(Sは実績が極めて良好な場合)</td> <td>対象者数の30%からSの数を除いた数以内</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>実績が良好である</td> <td rowspan="3">分布制限なし</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>実績がやや良好でない</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>実績が良好でない</td> </tr> </tbody> </table> 能力評価（最終評価） <table border="1"> <thead> <tr> <th>評語</th> <th>内容</th> <th>分布制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>職位における期待水準を大きく上まわる</td> <td>対象者数の10%以内</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>職位における期待水準を上まわる</td> <td>対象者数の30%からSの数を除いた数以内</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>職位における期待水準である</td> <td rowspan="3">分布制限なし</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>職位における期待水準を下まわる</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>職位における期待水準を大きく下まわる</td> </tr> </tbody> </table> 	評語	内容	分布制限	S	実績が特に良好である	対象者数の10%以内	A	(Sは実績が極めて良好な場合)	対象者数の30%からSの数を除いた数以内	B	実績が良好である	分布制限なし	C	実績がやや良好でない	D	実績が良好でない	評語	内容	分布制限	S	職位における期待水準を大きく上まわる	対象者数の10%以内	A	職位における期待水準を上まわる	対象者数の30%からSの数を除いた数以内	B	職位における期待水準である	分布制限なし	C	職位における期待水準を下まわる	D	職位における期待水準を大きく下まわる
評語	内容	分布制限																															
S	実績が特に良好である	対象者数の10%以内																															
A	(Sは実績が極めて良好な場合)	対象者数の30%からSの数を除いた数以内																															
B	実績が良好である	分布制限なし																															
C	実績がやや良好でない																																
D	実績が良好でない																																
評語	内容	分布制限																															
S	職位における期待水準を大きく上まわる	対象者数の10%以内																															
A	職位における期待水準を上まわる	対象者数の30%からSの数を除いた数以内																															
B	職位における期待水準である	分布制限なし																															
C	職位における期待水準を下まわる																																
D	職位における期待水準を大きく下まわる																																
評価結果等の活用	評価結果を、人事配置及び給与へ反映させるとともに、能力開発に活用している。																																
その他	評価者研修を実施（実施主体：彩の国さいたま人づくり広域連合）																																

<教育委員会（県立学校）>

評価制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・目標による管理の手法 ・実績(目標の達成状況)及び行動プロセス(能力、意欲等)を総合的に評価、教職員は併せてチームワーク行動を評価 ・複数の評価者による評価 ・評価結果のフィードバック ・評価結果の活用(人材育成、人事管理、給与への反映等) ・体系的な評価者研修の実施 ・苦情相談窓口の設置、苦情対応制度の整備 																		
対象職員	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての職員(埼玉県教育委員会教育長の定める者を除く。) 																		
評価期間等	<ul style="list-style-type: none"> ・基準日：2月1日 ・評価期間：基準日の属する年度の4月1日から翌年の3月31日まで 																		
評価の基準	<p>実績及び行動プロセスの総合評価基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td><td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている</td></tr> <tr> <td>B</td><td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており概ね期待どおりである</td></tr> <tr> <td>C</td><td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である</td></tr> <tr> <td>D</td><td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている</td></tr> </tbody> </table> <p>チームワーク行動の評価者評価の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td><td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、期待どおりである。</td></tr> <tr> <td>B</td><td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を概ね充たしているが改善すべき点がある</td></tr> <tr> <td>C</td><td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている</td></tr> </tbody> </table>	評価	内容	A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている	B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており概ね期待どおりである	C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である	D	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている	評価	内容	A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、期待どおりである。	B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を概ね充たしているが改善すべき点がある	C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている
評価	内容																		
A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている																		
B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており概ね期待どおりである																		
C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である																		
D	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている																		
評価	内容																		
A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、期待どおりである。																		
B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を概ね充たしているが改善すべき点がある																		
C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている																		
評価結果等の活用	<p>教職員の公正な人事管理に資するとともに、評価結果のフィードバックを通じて資質・能力向上を図る。</p> <p>評価結果を基礎資料として、次年度の昇給及び勤勉手当へ反映させる。</p>																		
その他	評価者研修テキスト(管理職向け)、教職員評価システムの手引き(教職員向け)を整備																		

<警察本部長>

評価制度の概要	人事評価は、実績評価及び能力評価の区分により実施している。 1 実績評価 目標設定方式による評価、及び所掌する業務に対する成果やその過程における職務遂行に係る行為を定められた評価項目により評価する。 2 能力評価 標準職務遂行能力に基づき、職務遂行に係る行為に現れた職員の保有する知識、判断等の能力を評価する。
対象職員	採用時教養終了後2月未満及び条件付採用期間中等の職員を除く警察官及び一般職員
評価期間等	実績評定及び能力評定 (1) 評定日 : 12月1日 (2) 評定期間 : 12月1日～翌11月30日
評価の基準	1 絶対評価（5段階評価） A：優秀 B：良好 C：普通 D：やや劣る～劣る E：大きく劣る 2 相対評価（6段階評価） A：区分全体の10%以内 B：区分全体の25%以内 C+及びC：分布基準なし D及びE：区分全体の3%以上
評価結果等の活用	評価結果を人事管理に活用するとともに、評価の過程における指導育成や結果のフィードバックにより、活力ある組織を指向し職員の待遇の適正化を図った。
その他	人事評価の公平性を認識させるため、評価者に対する指導及び教養を実施した。

3-1 職員の給与の状況（公営企業職員を除く。）

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費 %
令和6年度	人 7,374,294	千円 2,116,066,737	千円 47,678,775	千円 581,107,930	27.5	% 26.2

(注) 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A 給料
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和6年度	人 62,034	千円 264,148,514	千円 63,794,891	千円 114,371,743	千円 442,315,148	千円 7,130

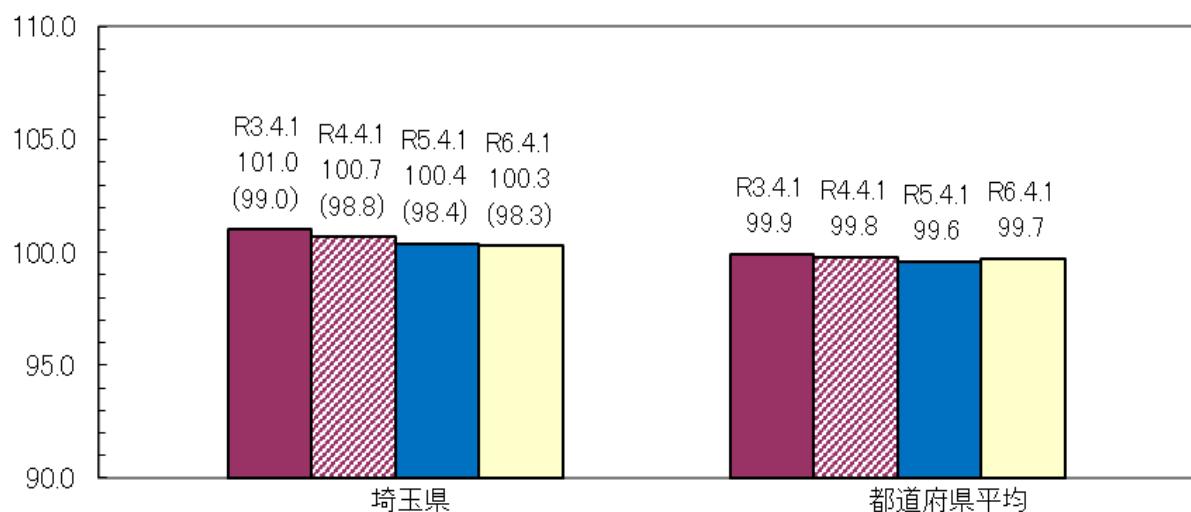
(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員（暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。（補正前のラスパイレス指数 × （1 + 当該団体の地域手当支給割合）／（1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	41.7歳	327,898円	425,465円
技能労務職	54.2歳	316,323円	370,015円
高等学校等教育職	42.3歳	372,252円	440,366円
小中学校教育職	39.6歳	364,402円	428,949円
警察職	38.7歳	354,438円	528,371円

(注) 1 職種の区分については、総務省地方公務員給与実態調査の職種区分表によります。（以下同じ）

一般行政職・・・行政職給料表適用者（ただし、国の税務職俸給表及び福祉職俸給表に該当する職員、指導主事、社会教育主事並びに高等看護学院及び農業大学校の教員を除く）及び事務職給料表適用者

技能労務職・・・技能職給料表適用者

高等学校等教育職・・・教育職給料表(1)適用者並びに高等看護学院及び農業大学校の教員

小中学校教育職・・・教育職給料表(2)適用者

警察職・・・公安職給料表適用者

2 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(5) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒 228,735円	237,658円
	高校卒 197,203円	210,282円
技能労務職	高校卒 201,766円	213,932円
	中学卒 188,281円	201,766円
高等学校教育職	大学卒 255,502円	265,743円
	高校卒 211,803円	229,749円
小中学校教育職	大学卒 255,502円	265,743円
警察職	大学卒 265,033円	275,172円
	高校卒 241,916円	249,216円

(注) 高等学校教育職・・・高等学校等教育職から特殊教育諸学校、高等看護学院及び農業大学校の教員を除いたもの

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

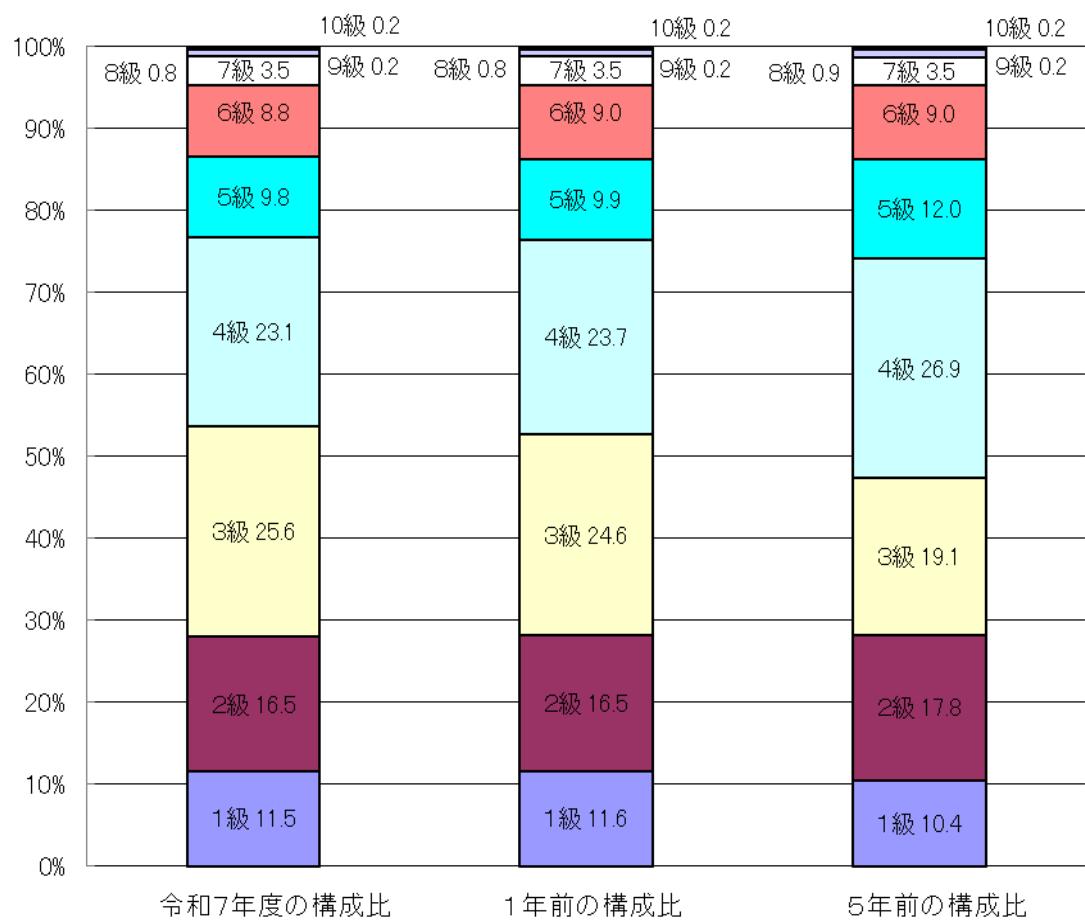
区分	経験年数10年以上15年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒 305,906円	377,004円
	高校卒 272,457円	329,845円
技能労務職	高校卒 一	一
	中学卒 一	一
高等学校教育職	大学卒 361,252円	421,372円
	高校卒 293,331円	330,623円
小中学校教育職	大学卒 361,728円	418,542円
警察職	大学卒 328,945円	405,339円
	高校卒 303,701円	375,823円

(7) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主査 主任	主査	主幹	副課長 主幹	課長	副部長	部局長	本庁部長	
職員数	人 1,068	人 1,542	人 2,394	人 2,159	人 913	人 817	人 325	人 76	人 18	人 15	人 9,327
構成比	% 11.5	% 16.5	% 25.6	% 23.1	% 9.8	% 8.8	% 3.5	% 0.8	% 0.2	% 0.2	% 100.0

(注) 1 埼玉県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(8) 昇給への人事評価の反映状況（知事部局）

毎年度、実績評価及び能力評価で構成される人事評価を全職員に実施。

副部長級以上の職員については、人事評価結果を基に、昇給の号給数（2～0号給）を決定。

課所長級の職員については、人事評価結果を基に、昇給の号給数（8～0号給）を決定。

副課長級以下の職員については、能力評価結果に基づき、昇給の号給数（5以上～0号給）を決定。

(9) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

埼 玉 県	国
1人当たりの平均支給額（令和6年度決算） 1,708千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5月分 (1.4月分) 勤勉手当 2.1月分 (1.0月分)	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5月分 (1.4月分) 勤勉手当 2.1月分 (1.0月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 () 内は、定年前再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への人事評価の反映状況（知事部局）

毎年度、実績評価及び能力評価で構成される人事評価を全職員に実施。実績評価結果に基づき、5段階の支給割合を決定。なお、暫定再任用職員については4段階の支給割合を決定。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

埼 玉 県	国
(支給率) 自己都合 勧奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分	(支給率) 自己都合 勧奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)
1人当たりの平均支給額 (自己都合) (勧奨・定年) (令和6年度決算) 2,435千円 21,942千円	

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

3 「勧奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支 給 実 績（令和6年度決算）	22,776,863千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	367千円
支給対象地域	支給割合
埼玉県内	8.5%
東京都特別区等	11.5%
	支給対象職員数
	9,154人
	20人

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	3,098,600千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	128千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度決算）	38.9%
手当の種類（手当数）	28手当

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	県税事務所等に勤務する職員	県税の賦課徴収業務	月額 17,000 円 日額 650 円
福祉保健業務手当	福祉事務所等に勤務する職員	ケースワーク等の相談業務等	月額 9,700 円～20,000 円 日額 320 円
介助及び汚物処理作業手当	病院等に勤務する職員	入院患者の介助及び汚物処理の作業	月額 8,000 円 日額 320 円
動物取扱手当	保健所等に勤務する職員	野犬捕獲等の業務	日額 370 円～400 円 月額 12,500 円
土木作業手当	県土整備事務所等に勤務する職員	交通の頻繁な道路上での測量等	日額 340 円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	特に危険な消防訓練の指導業務	日額 370 円
公害調査等業務手当	環境管理事務所等に勤務する職員	有毒物を発散する場所での調査等	日額 370 円
し尿処理施設等検査手当	環境管理事務所等に勤務する職員	し尿処理施設又は浄化槽の立入検査等	日額 320 円
保安検査等業務手当	化学保安課等に勤務する職員	危険物貯蔵所の立入検査の業務	日額 370 円
試験等業務手当	試験研究機関等に勤務する職員	人体に有害なガスの発生を伴う業務	日額 300 円
放射線取扱手当	放射線を取り扱う職員	放射線照射装置を使用しての撮影又は透視作業	日額 320 円
防疫業務手当	保健所等に勤務する職員	感染症の患者の救護等	日額 320 円～4,000 円
用地交渉等手当	県土整備事務所等に勤務する職員	用地取得等の交渉業務	日額 650 円
災害応急作業等手当	県土整備事務所等に勤務する職員	重大な災害が発生した道路等での応急作業等	日額 610 円～730 円
特殊現場作業手当	農林振興センター等に勤務する職員	高所や水中等特殊な場所での工事作業等	日額 320 円～370 円
遺体取扱手当	遺体を取り扱う職員	遺体を取り扱う作業	1 体 800 円～2,500 円
夜間看護手当	病院に勤務する看護師等	深夜の看護業務	勤務 1 回 2,150 円～7,300 円
変則勤務手当	変則勤務課所に勤務する職員	深夜の業務等	勤務 1 回 410 円～1,600 円
航空業務手当	防災航空隊に勤務する職員	捜索救難の業務	1 時間 1,900 円

警察業務手当	警察職員	犯罪捜査又は被疑者逮捕等の業務	日額 460 円等
東日本大震災対処業務手当	原発敷地内等での業務に従事する職員	東日本大震災に対処するための原発敷地内等での業務	日額 660 円～13,300 円
原子力災害対処業務手当	原発敷地内等での業務に従事する職員	東日本大震災以外の原子力災害に對処するための原発敷地内等での業務	日額 40,000 円を超えない範囲内の額
多学年学級担当手当	小中学校の教育職員	2 年以上の学年の児童等で編成される学級での授業等	日額 290 円
兼務手当	県立高等学校の教育職員	正規の勤務時間外に行う兼務課程の勤務	1 時間 1,200 円～1,800 円
実習等指導手当	県立学校等に勤務する職員	農業実習の教育指導及び理療・看護の教育指導	月額 20,000 円 日額 180 円～400 円
教員特殊業務手当	教育職員	修学旅行での児童等の引率等	日額 900 円～16,000 円
教育業務連絡指導手当	教育職員	教務等についての連絡調整及び指導助言	日額 200 円
夜間学級担当手当	本務として夜間学級に勤務する職員	夜間学級の担当等	月額 21,000 円 日額 730 円

(注) 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	13,090,228千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	591千円
支給実績（令和5年度決算）	12,704,621千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	575千円

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。
 3 夜間勤務手当を含んでいます。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者3,000円、子11,500円等	同		千円 5,150,232	千円 245
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高28,000円	同		千円 4,647,840	千円 327
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 → 310,000円（又は51,600円）以内	同		千円 79,645	千円 2,343
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 → 運賃等相当額 (原則として6ヶ月定期券価額)	同		千円 6,602,254	千円 120
	②交通用具（自動車等）利用者 → 距離に応じた額	異	支給額等		

単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		千円 15,647	千円 319
在宅勤務等手当	住居等で正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給 → 月額3,000円 日額 140円（上限3,000円／月）	異	日額でも支給	千円 － (令和7年4月1日新設)	千円 － (令和7年4月1日新設)
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4%～8%	同		千円 －	千円 －
へき地手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する学校職員に支給 → 支給率4～16%	同		千円 －	千円 －
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 1,058,554	千円 283
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき、1,050円～31,500円	同		千円 1,324,285	千円 1,059
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき、2,000円～18,000円	同		千円 84,474	千円 525
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 －	千円 －
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円～139,600円	同		千円 3,143,154	千円 819
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等に勤務する教育職員に支給 → 月額2,000～8,000円			千円 2,310,667	千円 64
定時制通信教育手当	定時制の課程又は通信制の課程に勤務する教育職員に支給 → 各級ごとに定額（月額） 夜間勤務1回につき730円（日額）			千円 174,503	千円 302
産業教育手当	農業又は工業に関する実習を行う高等学校の教育職員に支給 → 各級ごとに定額（月額）			千円 215,678	千円 354
農林業普及指導手当	農業又は林業に関する普及指導業務を行った職員（管理職を除く。）に支給 → 支給率6%			千円 22,267	千円 237

(注) 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(10) 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給 料	知事		1,420,000円	
	副知事		1,134,000円	
報 酬	議長		1,144,000円	
	副議長		1,016,000円	
	議員		927,000円	
期末手当	知事 副知事	(令和6年度支給割合)	3.45月分	
	議長 副議長 議員	(令和6年度支給割合)	3.45月分	
退職手当	知事	(算定方式) $1,420,000円 \times 12 \times \text{在職年数} \times 0.60$	(1期の手当額) 40,896,000円	(支給時期) 任期毎
	副知事	$1,134,000円 \times 12 \times \text{在職年数} \times 0.46$	25,038,720円	任期毎

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年=48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

2 令和6年12月1日から当分の間、知事の期末手当の支給割合を据え置いています（年間 3.40月）。

3-2 公営企業職員の給与の状況

(1) 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況（決算）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	千円 1,722,145	千円 ▲36,688	千円 180,508	% 10.5	% 11.3

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費22,647千円を含みません。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和6年度	人 23	千円 96,189	千円 32,657	千円 41,441	千円 170,287	千円 7,404

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、令和7年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員（暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
39.0歳	358,393円	556,142円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

（ア）期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額（令和6年度決算） 1,689千円
(令和6年度支給割合)
期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月分 (1.4月分 1.0月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 () 内は、定年前再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

（イ）退職手当（令和7年4月1日現在）

(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額 (令和6年度決算)	(自己都合) 1,135千円	(勧奨・定年) 0千円

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

3 「勧奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(ウ) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	8,146千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	326千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数
埼玉県内	8.5%	25人

(注) 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	2,602千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	174千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度決算）	60.0%		
手当の種類（手当数）	4手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額13,000円 日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜に行われる業務	勤務1回1,300円
災害応急作業等手当	右の業務に従事する職員	重大な災害の発生又は発生するおそれがある水道施設等において行う巡回監視又は応急作業等	巡回監視従事610円 応急作業等従事730円

(注) 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	12,033千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	524千円
支給実績（令和5年度決算）	8,731千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	380千円

- (注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。
 3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者3,000円、子11,500円等	同		千円 1,812	千円 259
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高28,000円	同		千円 2,602	千円 372
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 → 310,000円（又は51,600円）以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 3,694	千円 154
	②交通用具（自動車等）利用者 → 距離に応じた額	同			

単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		千円 0	千円 0
在宅勤務等手当	住居等で正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給 → 月額3,000円 日額 140円（上限3,000円／月）	同		千円 － (令和7年4月1日新設)	千円 － (令和7年4月1日新設)
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4~8%	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 1,535	千円 67
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき、1,050円～31,500円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき2,000円～18,000円	同		千円 6	千円 6
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 －	千円 －
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円～136,000円	同		千円 1,812	千円 906

(注) 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(2) 水道用水道事業

ア 職員給与費の状況（決算）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	千円 42,221,608	千円 367,074	千円 2,492,841	% 5.9	% 5.3

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費723,350円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和6年度	人 352	千円 1,426,395	千円 482,531	千円 619,113	千円 2,528,039	千円 7,182

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、令和7年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員（暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
41.8歳	368,914円	580,446円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額（令和6年度決算）
1,704千円
(令和6年度支給割合)
期末手当 勤勉手当
2.5月分 2.1月分
(1.4月分 1.0月分)
(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置
・役職加算 5~20%
・管理職加算 15~25%

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 () 内は、定年前再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（令和7年4月1日現在）

(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額 (令和6年度決算)	(自己都合) 11,922千円	(勧奨・定年) 22,107千円

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

3 「勧奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(ウ) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	121,183千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	346千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数
埼玉県内	8.5%	351人
東京都特別区等	11.5%	0人

(注) 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	42,393千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	165千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度決算）	73.5%		
手当の種類（手当数）	4手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額13,000円 日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜に行われる業務	勤務1回1,300円
災害応急作業等手当	右の業務に従事する職員	重大な災害の発生又は発生するおそれがある水道施設等において行う巡回監視又は応急作業等	巡回監視従事610円 応急作業等従事730円

(注) 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	166,855千円	
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	522千円	
支給実績（令和5年度決算）	147,417千円	
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	466千円	

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。
- 3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者3,000円、子11,500円等	同		千円 35,223	千円 259
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高28,000円	同		千円 32,737	千円 342
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 → 310,000円（又は51,600円）以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 → 運賃等相当額 (原則として6ヶ月定期券価額)	同		千円 49,427	千円 154

	②交通用具（自動車等）利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		千円 0	千円 0
在宅勤務等手当	住居等で正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給 → 月額3,000円 日額 140円（上限3,000円／月）	同		千円 - (令和7年4月1日新設)	千円 - (令和7年4月1日新設)
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4~8%	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 25,267	千円 79
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき1,050円~31,500円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき、2,000円~18,000円	同		千円 168	千円 6
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 -	千円 -
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円~136,000円	同		千円 30,942	千円 999

(注) 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(3) 地域整備事業

ア 職員給与費の状況（決算）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	千円 2,404,263	千円 167,693	千円 174,549	% 7.3	% 3.3

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費231,085千円を含みません。

3 造成した産業団地の売却実績で、「総費用」が変動するため、年度により「総費用に占める職員給与費比率」が大きく異なることがあります。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和6年度	人 47	千円 192,737	千円 56,068	千円 86,933	千円 335,738	千円 7,144

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、令和7年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員（暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
41.7歳	388,351円	620,951円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額（令和6年度決算） 1,813千円
(令和6年度支給割合)
期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月分 (1.4月分 1.0月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 () 内は、定年前再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（令和7年4月1日現在）

(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額 (令和6年度決算)	(自己都合) 0千円	(勧奨・定年) 0千円

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

3 「勧奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(ウ) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	16,835千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	359千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数
埼玉県内	8.5%	47人

(注) 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	1,194千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	50千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度決算）	51.1%		
手当の種類（手当数）	2手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	地域整備事務所に勤務する職員	団地造成又は地域振興施設整備に関する現場業務等	月額7,800円 日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円

(注) 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	17,417千円	
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	425千円	
支給実績（令和5年度決算）	17,944千円	
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	428千円	

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者3,000円、子11,500円等	同		千円 5,834	千円 254
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高28,000円	同		千円 2,973	千円 372
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 → 310,000円（又は51,600円）以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 → 運賃等相当額 (原則として6ヶ月定期券価額)	同		千円 5,213	千円 128
	②交通用具（自動車等）利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		千円 0	千円 0
在宅勤務等手当	住居等で正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給 → 月額3,000円 日額 140円（上限3,000円／月）	同		千円 - (令和7年4月1日新設)	千円 - (令和7年4月1日新設)

特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4~8%	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 62	千円 2
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき、1,050円~31,500円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき、2,000円~18,000円	同		千円 12	千円 6
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 -	千円 -
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円~136,000円	同		千円 6,478	千円 1,080

(注) 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(4) 流域下水道事業

ア 職員給与費の状況（決算）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	千円 51,546,880	千円 △2,403,046	千円 783,919	% 1.5	% 1.5

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費455,455千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和6年度	人 126	千円 529,261	千円 182,067	千円 240,310	千円 951,637	千円 7,493

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には、退職手当を含みません。

3 職員数は、令和7年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員（暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
43.8歳	387,829円	645,338円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

（ア）期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額（令和6年度決算） 2,038千円
(令和6年度支給割合)
期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月分 (1.4月分) 1.0月分
(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の等級による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数字であり、現在、審議中です。

2 () 内は、定年前再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

（イ）退職手当（令和7年4月1日現在）

(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年早期退職特例措置 (2～45%加算)	
1人当たりの平均支給額 (令和6年度決算)	(自己都合) 136千円	(勧奨・定年) 0千円

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たりの平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

3 「勧奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(ウ) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		47,001千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		370千円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数
埼玉県内	8.5%	137人
東京都特別区等	11.5%	0人

(注) 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	169千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	3千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度決算）	44.9%		
手当の種類（手当数）	6手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
土木作業手当	下水道事務所に勤務する職員	交通の頻繁な道路上での測量等	日額340円
下水道施設検査手当	下水道事務所に勤務する職員	下水道の管渠及びマンホール内で行う調査等	日額320円
用地交渉等手当	下水道事務所に勤務する職員	用地取得等の交渉業務	日額650円
特殊現場作業手当	下水道事務所に勤務する職員	高所等特殊な場所での工事作業等	日額370円
災害応急作業等手当	下水道事務所に勤務する職員	重大な災害が発生した下水道施設での応急作業等	日額610円～730円
公害調査等業務手当	下水道事務所に勤務する職員	ガス、粉じん等の有毒物、高熱、騒音等を発散する場所において行う調査の業務	日額370円

(注) 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	77,198千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	813千円
支給実績（令和5年度決算）	50,656千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	545千円

(注) 1 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ4月1日現在の職員総数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当を含んでいます。

(力) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者3,000円、子11,500円等	同	-	千円 16,299	千円 281
住居手当	借家等居住者 →家賃に応じて月額最高28,000円	同	-	千円 10,763	千円 326
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 →310,000円（又は51,600円）以内	同	-	千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 →運賃等相当額 (原則として6ヶ月定期券価額)	同	-	千円 15,003	千円 147
	②交通用具（自動車等）利用者 →距離に応じた額	同	-		
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 →30,000円+加算額	同	-	千円 138,000	千円 138,000
在宅勤務等手当	住居等で正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給 →月額3,000円 日額 140円（上限3,000円／月）	同	-	千円 - (令和7年4月1日新設)	千円 - (令和7年4月1日新設)
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×135/100	同	-	千円 1,213	千円 31
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 →勤務1回につき2,000円～18,000円	同	-	千円 1,113	千円 80
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×25/100	同	-	千円 156	千円 6
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 →月額57,800円～136,000円	同	-	千円 14,437	千円 1,031

(注) 令和6年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（市町村立学校教職員を除く。）

（1）勤務時間の状況（令和7年4月1日現在）

ア 1週間の勤務時間

38時間45分

イ 勤務時間

開始時刻	終了時刻	休憩時間
午前8時30分	午後5時15分	午後0時00分～午後1時00分

（注）勤務の特殊性その他の理由により、上記と異なる場合があります。

（2）年次有給休暇の使用状況（令和6年1月1日～令和6年12月31日）

令和6年の職員1人当たりの平均使用日数：11.8日

（3）病気休暇の取得状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

（単位：人）

任命権者名	取得者数
知事等	482
教育委員会	1,744
警察本部長	378
計	2,604

（4）特別休暇の状況（令和7年4月1日現在）

種類	付与日数
1 出産休暇	出産予定日6週間前の日から産後8週間を経過するまでの期間
2 通院休暇	妊娠満23週まで 4週間に1回 満24週から満35週まで 2週間に1回 満36週から出産まで 1週間に1回 産後1年まで 1回
3 通勤休暇	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間
4 妊娠障害休暇	14日の範囲内において必要と認められる期間
5 育児休暇	1日2回（1日を通じて90分を超えない範囲内）
6 子育て休暇	義務教育終了前の子を養育する職員が、子の看護等で勤務しないことが相当であると認められるとき（一年において7日（義務教育終了前の子が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間）
7 家族看護休暇	配偶者、父母等を看護するために勤務しないことが相当であると認められる場合（一年において3日の範囲内の期間）

8 短期介護休暇	要介護者の介護等のために勤務しないことが相当であると認められる場合（一の年において5日（要介護者が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間）																											
9 生理休暇	3日の範囲内においてその都度必要とする期間																											
10 忌引休暇	<table border="1"> <thead> <tr> <th>親族</th> <th colspan="2">日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td colspan="2">10日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>血族</td> <td>姻族</td> </tr> <tr> <td>1 親等直系尊属</td> <td>7日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>1 親等直系卑属</td> <td>7日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>2 親等直系尊属</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>2 親等直系卑属</td> <td>1日</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2 親等傍系者</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>3 親等傍系尊属</td> <td>1日</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	親族	日数		配偶者	10日			血族	姻族	1 親等直系尊属	7日	3日	1 親等直系卑属	7日	1日	2 親等直系尊属	3日	1日	2 親等直系卑属	1日	—	2 親等傍系者	3日	1日	3 親等傍系尊属	1日	—
親族	日数																											
配偶者	10日																											
	血族	姻族																										
1 親等直系尊属	7日	3日																										
1 親等直系卑属	7日	1日																										
2 親等直系尊属	3日	1日																										
2 親等直系卑属	1日	—																										
2 親等傍系者	3日	1日																										
3 親等傍系尊属	1日	—																										
11 父母等の追悼のための休暇	1日																											
12 夏季休暇	5日																											
13 感染症予防法による交通の制限若しくは遮断又は健康診断の場合	その都度必要と認められる期間																											
14 災害等又は交通途絶により出勤することが著しく困難な場合	その都度必要と認められる期間																											
15 災害等における退勤時の危険回避の場合	その都度必要と認められる期間																											
16 災害による住居の被災の場合	7日の範囲内においてその都度必要と認められる期間																											
17 結婚休暇	7日の範囲内の期間																											
18 出生サポート休暇	5日（体外受精及び顕微授精を受ける場合は、10日）の範囲内の期間																											
19 出産補助休暇	3日の範囲内においてその都度必要と認められる期間																											
20 男性職員の育児参加のための休暇	5日の範囲内においてその都度必要と認められる期間																											
21 ドナー休暇	その都度必要と認められる期間																											
22 献血休暇	その都度必要と認められる時間																											
23 ボランティア休暇	1の年において5日（委員会と協議して定めるときは10日）の範囲内の期間																											

(5) 介護休暇の取得状況（令和6年度）

(単位：人)

	介護休暇 取得者数	要介護者（職員との続柄別）							
		配偶者	父 母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	13	4	6	2	0	0	1	0	0
女性職員	24	3	11	10	0	0	0	0	0
計	37	7	17	12	0	0	1	0	0

(単位：人)

	介護休暇承認期間						
	計	1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超
男性職員	13	6	1	1	1	1	3
女性職員	24	11	3	1	2	2	5
計	37	17	4	2	3	3	8

(6) 介護時間の取得状況（令和6年度）

(単位：人)

	介護時間 取得者数	要介護者数（職員との続柄別）							
		配偶者	父 母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	4	1	3	0	0	0	0	0	0
女性職員	13	0	9	4	0	0	0	0	0
計	17	1	12	4	0	0	0	0	0

(単位：人)

	介護時間承認期間						
	計	6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月以下	1年6月超 2年以下	2年超 2年6月以下	2年6月超
男性職員	4	4	0	0	0	0	0
女性職員	13	4	4	0	1	0	4
計	17	8	4	0	1	0	4

5 職員の休業に関する状況（令和6年度）（市町村立学校教職員を除く。）

（1）修学部分休業の状況

ア 取得状況等（令和6年度中に新たに修学部分休業を取得した職員について）

（単位：人）

	取得者数	教育施設						
		大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校	各種学校	その他
男性職員	2	0	2	0	0	0	0	0
女性職員	2	2	0	0	0	0	0	0
計	4	2	2	0	0	0	0	0

イ 1週間の取得時間（平均）（同上）

（単位：人）

	取得者数	1週間の取得時間（平均）			
		5時間以下 10時間以下	5時間超 10時間以下	10時間超 15時間以下	15時間超
男性職員	2	1	0	1	0
女性職員	2	1	1	0	0
計	4	2	1	1	0

（2）自己啓発等休業の状況

ア 取得状況等（令和6年度中に新たに自己啓発等休業を取得した職員について）

（単位：人）

	取得者数	取得事由						
		大学院	大学	外国の 大学院・大学	その他 教育施設	JICA等	姉妹 都市等	その他 奉仕活動
男性職員	3	0	1	1	0	1	0	0
女性職員	2	0	0	0	0	2	0	0
計	5	0	1	1	0	3	0	0

イ 承認期間（同上）

（単位：人）

	承認期間			
	1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	合計
男性職員	0	3	0	3
女性職員	0	1	1	2
計	0	4	1	5

（3）配偶者同行休業の状況

ア 取得者数等（令和6年度中に新たに配偶者同行休業を取得した職員について）

（単位：人）

	取得者数	配偶者が外国に滞在する理由				
		外国での勤務	事業経営その他 個人が業として 行う活動	外国の大学にお ける修学	その他	
男性職員	0	0	0	0	0	0
女性職員	3	3	0	0	0	0
計	3	3	0	0	0	0

イ 承認期間（同上）

（単位：人）

	承認期間			
	1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	合計
男性職員	0	0	0	0
女性職員	1	0	2	3
計	1	0	2	3

(4) 育児休業等の状況

ア 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の取得者数

(単位：人)

		育児休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数	部分休業 取得者数	令和6年度中に新たに育児休業等が取得 可能となった職員数
男性職員	a	1,001	9	44	1681
	b	971	9	44	
	c	0	0		
	d	30			
女性職員	a	1,182	205	466	1156
	b	1,176	205	466	
	c	0	0		
	d	6			
計	a	2,183	214	510	2837
	b	2,147	214	510	
	c	0	0		
	d	36			

(注) a段は、令和6年度中に育児休業等を取得した者の数の合計、b段は、令和6年度中に新たに育児休業等を取得した者の数、c段は、条例で定める特別な事情により再度の育児休業又は育児短時間勤務を取得した者の数、d段は、育児休業を取得後、再び育児休業を取得した者の数（c段に属するものを除く）です。

イ 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の承認期間（令和6年度中に新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した職員について）

(ア) 育児休業承認期間

(単位：人)

	育児休業承認期間						
	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え	合計
男性職員	818	151	9	2	0	0	980
女性職員	86	306	243	243	119	179	1,176
計	904	457	252	245	119	179	2,156

(イ) 育児短時間勤務承認期間

(単位：人)

	育児短時間勤務承認期間				
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え	合計
男性職員	1	1	1	6	9
女性職員	11	10	10	174	205
計	12	11	11	180	214

(ウ) 部分休業承認期間

(単位：人)

	部分休業承認期間						合計
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え	
男性職員	35	7	1	0	1	0	44
女性職員	307	88	17	19	35	0	466
計	342	95	18	19	36	0	510

(単位：人)

	1日の部分休業承認期間（平均）				
	30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え	合計
男性職員	13	12	10	9	44
女性職員	92	194	113	67	466
計	105	206	123	76	510

(5) 大学院修学休業の状況

ア 取得者数 (単位：人)

	取得者数
男性職員	0
	2
女性職員	1
	0
計	1
	2

(注) 上段は、令和6年度中に新たに大学院修学休業を取得した者の数、下段は、大学院修学休業の期間が令和5年度以前から令和6年度にかけて引き続いている者の数です。

イ 許可期間（令和6年度中に新たに大学院修学休業を取得した職員について）

(単位：人)

	修学期間			合計
	1年	2年	3年	
男性職員	0	0	0	0
女性職員	0	1	0	1
計	0	1	0	1

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

(単位：人)

降任		免職		休職		降給		合計		失職	
令和5年度	令和6年度										
0	0	0	0	1,029	1,004	0	0	1,029	1,172	0	0

(2) 処分事由別分限処分者数

(単位：人)

区分	降任		免職		休職		降給		合計		失職	
	令和5年度	令和6年度										
勤務成績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、 第2項第1号)	0	0	0	0	1,028	1,002	0	0	1,028	1,002	0	0
職に必要な適格性を欠く 場合 (法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
職制等の改廃等により過 員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
刑事案件に関し起訴され た場合 (法第28条第2項第2号)	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0
条例に定める事由による 場合 (法第27条第2項)	0	0	0	0	1	0	0	0	1	168	0	0
合計	0	0	0	0	1,029	1,004	0	0	1,029	1,172	0	0
法第28条第4項により失 職した者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 懲戒処分者数

(単位：人)

戒告		減給		停職		免職		合計	
令和5年度	令和6年度								
9	16	14	13	9	10	18	17	50	56

(4) 処分事由別懲戒処分者数

(単位：人)

区分	戒告		減給		停職		免職		合計	
	令和5年度	令和6年度								
法令に違反した場合 (法第29条第1項第1号)	2	7	3	5	3	2	15	7	23	21
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (法第29条第1項第2号)	2	1	1	2	0	0	0	0	3	3
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (法第29条第1項第3号)	5	8	10	6	6	8	3	10	24	32
合計	9	16	14	13	9	10	18	17	50	56

7 職員の服務の状況（市町村立学校教職員を除く。）

（1）職員の守るべき義務

服務とは、職員が勤務に服するについての在り方をいいます。

服務の根本基準については、地方公務員法第30条において、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないことを規定しています。

職員の服務に関する具体的な事項については、地方公務員法第31条から第38条までにおいて規定されていますが、服務の根本基準を定めたこの第30条の規定は、これらの各規定を通じて基本原則となるものです。

また、教育職員の服務に関する具体的な事項については、地方公務員法のほかに教育公務員特例法において規定されているものもあります。

地方公務員法に定める職員の守るべき義務については、次のとおりです。

- ① 服務の宣誓（地方公務員法第31条）
- ② 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- ③ 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）
- ④ 秘密を守る義務（地方公務員法第34条）
- ⑤ 職務に専念する義務（地方公務員法第35条）
- ⑥ 政治的行為の制限（地方公務員法第36条）
- ⑦ 争議行為等の禁止（地方公務員法第37条）
- ⑧ 営利企業への従事等の制限（地方公務員法第38条）

なお、警察職員が行う服務の宣誓の内容については、警察法第3条において、「この法律により警察の職務を行うすべての職員は、日本国憲法及び法律を擁護し、不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する旨の服務の宣誓を行うものとする。」と規定されています。

また、教育公務員特例法に定める服務に関する事項は、次のとおりです。

- ① 兼職及び他の事業等の従事（教育公務員特例法第17条）
- ② 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限（教育公務員特例法第18条）
- ③ 研修（教育公務員特例法第21条）

（2）職員倫理規程

埼玉県職員倫理規程は、公務の公正さに対する県民の信頼を確保することを目的として、職員は県民全体の奉仕者であることなど、公務員としての基本的な心構えを明記したほか、公費支出事務処理に関する留意事項、関係業者等との接觸に関する遵守事項などを具体的に定めたものです。

また、埼玉県警察職員の職務倫理及び服務に関する規定は、職員は、警察の任務が県民から負託されたものであることを自覚し、県民の信頼にこたえることができるよう、高い倫理観のかん養に努め、職務倫理を保持しなければならないと規定しています。

（3）服務規律の遵守に関する取組

ア 令和6年度に行った主な取組

任命権者	取組内容
知事等	「倫理推進員研修会」 7月に倫理推進員（各所属において所属長に次ぐ職位の者）研修会を開催し、職員の公務員倫理の意識の高揚を図った。 「部課所長会議」 部課所長会議等を実施し、全職員に対して意識啓発を行った。
教育委員会	事務局においては、不祥事根絶強化運動期間を定め、「全員でつくる、不祥事を起こさせない職場」をテーマに職場研修を実施した。 県立学校においては、校長会議等の各種会議での指示や通知文書の発出により、各校において職員会議や研修会等の場を通じて所属職員への服務規律の徹底を図ることを指導した。
警察本部長	・ 警察学校における採用時教養及び各種入校課程において、職務倫理（服務を含む）教養を実施し、職責の自覚の醸成を図った。 また、各所属における職場教養において、職務倫理（服務を含む）に関する教養を実施し、高い倫理観の涵養と保持を図った。

イ 職員への周知の状況（令和6年度）

任命権者	周知の方法	周知した内容
各任命権者	各種会議、庁内ＬＡＮ等	服務規律確保全般

（4）職務に専念する義務の免除（令和6年度）

職務に専念する義務とは、「職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」（地方公務員法第35条）とするもので、この義務の免除においては、条例及びその委任に基づく規則により限定的に認められています。

（5）営利企業等の従事制限（令和6年度）

営利企業への従事等の制限とは、地方公務員法第38条により、職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない、とするものです。

営利企業への従事等については、規則で定められた許可の基準等により限定的に認められています。

許可の状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

（単位：件）

任命権者	従事の許可件数	主な許可事例
知事等	315	大学等の非常勤講師、検定にかかる
教育委員会	2,454	兼業、柔剣道の審判員等
警察本部長	77	
計	2,846	

8 職員の退職管理の状況

職員の退職管理に関する条例（平成28年埼玉県条例第7号）第3条の規定に基づく任命権者への届出件数（令和5年度退職者及び令和6年度退職者）

（単位：件）

区分 職種	営利法人	非営利法人	合計
一般行政職	9	27	36
研究職	0	0	0
医療職	0	2	2
教育職	0	21	21
警察職	24	19	43
企業職	4	12	16
合 計	37	81	118

9 職員の研修の状況

(1) 研修計画

任命権者	計画
知事等 教育委員会	令和6年度県職員研修実施計画（教員を除く）
教育委員会	令和6年度教職員研修計画
警察本部長	令和6年度埼玉県警察教養計画

(2) 職員研修の実施状況

<知事等及び教育委員会（教員を除く）>

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
階層別基本研修	職務遂行上必要な基本知識及び技能を習得させるため、職務の階層別区分に従い実施する研修 9コース	それぞれ職務の職層別区分に該当する職員	自治人材開発センターほか	1~6日	2,355人
階層別選択研修	職務遂行上必要な専門的かつ高度な知識及び技能を習得させるために実施する希望性の研修 31コース	希望する職員など	自治人材開発センターほか	1~3日	1,570人
講師養成研修	研修の指導者として必要な知識と指導技術を習得させるために実施する研修 2コース	各職場の研修担当者など	自治人材開発センターほか	1日	323人
特別研修	職員の意識改革を図るために実施する上記以外の研修 23コース	研修内容による	自治人材開発センターほか	1~10日	1,398人

※他に職場研修、派遣研修、部局専門研修などを実施しています。

<教育委員会（教員）>

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
年次研修	初任者、5年、10年、20年の経験年数に応じ、専門職として必要な知識及び技能等を修得するための研修 22講座	各経験年数に該当する教職員	県立総合教育センターほか	1日～23日	5,010人
特定研修	特定の職務研修に関する専門的な知識・技能、教育課題等に関する研修 18講座	推薦された教職員など	県立総合教育センターほか	1日～11日	2,048人
専門研修	教科等における指導力の向上を図るため幅広い知識・技能の修得を目指す研修 45講座	希望する教職員	県立総合教育センターほか	1～5日	3,836人
管理職研修	学校管理・運営、教育指導上の諸問題についての研修 6講座	校長、教頭、事務長など	県立総合教育センターほか	1～3日	572人

※他に職場研修、派遣研修などを実施しています。

<警察本部長>

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
階級別幹部任用科	職務執行する上で、指揮管理及び実務能力を修得させるため、階級区分に従い実施する研修 12課程 36回	それぞれの職務の階級区分に該当する職員	警察大学校 関東管区警察学校 埼玉県警察学校	12日間 ~60日間	499人
部門別任用科	各部門において職務を遂行する上で必要な基礎的知識及び技能を修得させるために実施する部門別の研修 4課程 6回	それぞれの部門に登用される（された）職員	埼玉県警察学校	12日間 ~26日間	208人
専科教養	特定の分野に関する専門的知識及び技能を修得させるために実施する部門別の研修 31課程 41回	それぞれの部門に該当する職員	埼玉県警察学校	4日間～ 15日間	1,032人
講習	特定の分野に関する専門的かつ最新の知識及び技能を修得させるために実施 190課程 748回	それぞれの部門に該当する職員	警察本部ほか	0.5日 ～33日	21,991人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度

<知事等>

区分	事業名	内 容 件数等の実績(令和6年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
保健	定期健康診断	胸部X線、尿検査等 4,677人	全員	○		
	がん検診	胃、肺、大腸 1,595人	希望者	○		
	人間ドック	胸部X線、尿検査等 4,178人	30歳及び35歳以上の希望者		○	
	歯科健診	歯、歯周、口腔検査 519人	26, 31, 41, 51歳の者		○	
	その他	健康相談、健康教育、カウンセリング 8,831人	全員（一部年齢制限あり）	○	○	
元気回復	スポーツ大会	バレー、卓球等 2,389人	各所属	○	○	
	マイセレクション事業	スポーツ、文化、健康管理等の分野選択 28,135人	全員	○	○	○
	その他	サークル活動の促進 21件	該当団体		○	
その他	ライフプラン	年代別セミナーの開催 237人	20歳以上の希望者	○	○	

<教育委員会>

区分	事業名	内 容 件数等の実績(令和6年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
保健	定期健診 (課・所・館)	胸部X線、尿・血液検査等 548人	全員	○		
	定期健診 (県立学校)	尿・血液検査等 9,052人	全員	○		
	結核健診 (県立学校)	胸部X線 8,915人	全員	○		
	がん検診	胃 2,474人	35歳以上希望者等	○		
	人間ドック	1泊ドック、1日ドック、脳ドック等 26,508人	希望者		○	○
	その他	健康相談、健康教育	全員	○		
元気回復	マイリフレッシュ	健康増進、元気回復、心身のリフレッシュ 50,382件	全員		○	○
その他	ライフプラン セミナー	セミナーのオンライン開催	全員	○	○	○

<警察本部長>

区分	事業名	内 容 件数等の実績(令和6年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
保健	定期健康診断	胸部X線撮影、尿検査等 6,750人	全員 (人間ドック希望者を除く)	○		
	人間ドック	胸部X線撮影、尿検査等 5,747人	希望者		○	
	脳ドック付き人間ドック	MRI、MRA等 150人	希望者		○	
	がん検診	胃、大腸、前立腺、婦人科 7,818人	希望者 (一部年齢制限有り)	○	○	
	その他	健康相談、健康教育、カウンセリング	全員	○	○	
元気回復	アフターファイブセレクション	スポーツ、文化、健康管理、育児・介護の分野選択 11,121人	全員			○
その他	ライフプラン	年代別セミナー開催 1,238人	該当者	○	○	

(2) 共済制度

<知事等>

区分	事業名	内 容 件数等の実績(令和6年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
短期給付(健康保険)						
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 314,019件	該当者		○	
	休業給付	育児休業手当金等 2,546件	該当者		○	
	災害給付	災害見舞金等 0件	該当者		○	
その他給付	附加給付等	家族療養費附加金等給付、一部負担金 払戻金 2,088件	該当者		○	
長期給付(年金)	厚生年金の進達金	老齢厚生年金等 439件	該当者		○	

<教育委員会>

区分	事業名	内 容 件数等の実績(令和6年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 1,325,791件	該当者	○		
	休業給付	育児休業手当金等 23,418件	該当者	○		
	災害給付	災害見舞金等 1件	該当者	○		
その他 給付	附加給付等	家族療養費附加金等附加給付、 一部負担金払戻金 12,747件	該当者	○		
長期給付 (年金)	厚生年金の進達	老齢厚生年金等 1,729件	該当者	○		

<警察本部長>

区分	事業名	内 容 件数等の実績(令和6年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
短期給付 (健康保険)						
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 416,247 件 育児休業手当金等 2,881 件	該当者 該当者	○ ○		
その他給付	附加給付	家族療養費附加金、一部負担金払戻金等 2,631 件	該当者	○		
年金給付 (年金)	厚生年金等の進達	老齢厚生年金等 489件	該当者	○		

(3) 安全衛生管理の状況

労働安全衛生法に基づき、事業者の責務としての職員の安全及び健康の確保や労働災害の防止に努めています。具体的には、産業医の配置、衛生管理者の業務支援などの管理体制を整備し、また、安全衛生委員会等を通じて職員の意見を聴取しながら、これらの施策を進めています。

(4) 公務災害の認定件数（令和6年度） (単位：件)

任命権者	公務災害	通勤災害	計
知事等	31	21	52
教育委員会	385	38	423
警察本部長	169	26	195
計	585	85	670

人事行政の運営等の状況の報告・条例第4条関係

第2 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況（令和6年度）

（1）採用試験の実施状況（令和6年度）

ア 実施日程等

試験区分	試験職種	主な受験資格（加）内の年齢は令和6年4月1日現在）	試験日程	合格発表日	試験方法
職員採用 上級試験	一般行政	・平成6年4月2日～平成15年4月1日に生まれた人（21歳～29歳）	【一般行政（DX）以外】 第1次試験日 令和6年6月16日 【一般行政（DX）】 第1次試験日 令和6年5月25日 第2次試験日 令和6年7月8日～8月13日	【一般行政（DX）以外】 第1次合格発表日 令和6年6月25日	【一般行政（DXを除く）、 警察事務】 第1次試験 教養試験 択一式50問出題 (選択解答制) 40問解答 120分
	一般行政（DX）	・平成15年4月2日以降に生まれた人で、 令和7年3月までに大学卒業（見込み） 又は人事委員会が同等の資格がある と認める人		最終合格発表日 令和6年8月27日	専門試験 択一式50問出題 (選択解答制) 40問解答 120分
	福祉	・福祉については、社会福祉主事の任用 資格を有する人又は令和7年3月31日 までに資格取得見込みの人		【一般行政（DX）】 第1次合格発表日 令和6年6月4日	第2次試験 論文試験 1題 75分
	心理			最終合格発表日 令和6年6月28日	人物試験 個別面接 適性検査
	設備				【一般行政（DX）】 第1次試験 専門試験 択一式40問 90分
	設備（警察）				論文試験 1題 90分
	総合土木				適性検査
	建築				第2次試験 人物試験 個別面接
	化学				【専門職】 第1次試験 専門試験 択一式40問解答 120分
	農業				第2次試験 論文試験 1題 90分
	林業				人物試験 個別面接 適性検査
警察事務職員採用上級試験					第1次試験 教養試験 択一式50問出題 (選択解答制) 40問解答 120分
					第2次試験 論文試験 1題 75分
市町村立小・中学校事務職員 採用上級試験					人物試験 個別面接 適性検査

免許資格職職員採用試験	薬剤師	<ul style="list-style-type: none"> 昭和63年4月2日～平成13年4月1日に生まれた人(23歳～35歳)で、薬剤師免許を有する人又は令和7年春期の国家試験で取得見込みの人 平成13年4月2日以降に生まれた人で、令和7年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、薬剤師免許を有する人又は令和7年春期の国家試験で取得見込みの人 	第1次試験日 令和6年5月25日 第2次試験日 令和6年7月2日～4日	第1次合格発表日 令和6年6月19日 最終合格発表日 令和6年7月26日	第1次試験 論文試験 1題 適性検査 第2次試験 人物試験 個別面接
	獣医師	<ul style="list-style-type: none"> 昭和63年4月2日～平成13年4月1日に生まれた人(23歳～35歳)で、獣医師免許を有する人又は令和7年春期の国家試験で取得見込みの人 平成13年4月2日以降に生まれた人で、令和7年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、獣医師免許を有する人又は令和7年春期の国家試験で取得見込みの人 			
	保健師	<ul style="list-style-type: none"> 昭和63年4月2日～平成16年4月1日に生まれた人(20歳～35歳)で、保健師免許を有する人又は令和7年春期の国家試験で取得見込みの人 平成16年4月2日以降に生まれた人で、令和7年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、保健師免許を有する人又は令和7年春期の国家試験で取得見込みの人 			
職員採用初級試験	一般事務	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年4月2日～平成19年4月1日に生まれた人(17歳～20歳) 	第1次試験日 令和6年9月29日 第2次試験日 令和6年10月17日～11月1日	第1次合格発表日 令和6年10月9日 最終合格発表日 令和6年11月27日	【一般事務、警察事務、小・中学校事務】 第1次試験 教養試験 択一式50問 120分 第2次試験 作文試験 1題 60分 人物試験 個別面接 適性検査
	設備				
	総合土木				【設備、総合土木】 第1次試験 専門試験 択一式40問 120分 第2次試験 作文試験 1題 60分 人物試験 個別面接 適性検査
警察事務職員採用初級試験					
市町村立小・中学校事務職員採用初級試験					

免許資格職員採用試験	司書	・平成6年4月2日～平成17年4月1日に生まれた人(19歳～29歳)で、司書の資格を有する人又は令和7年3月31日までに取得見込みの人			第1次試験 専門試験 択一式40問 120分 第2次試験 論文試験 1題 60分 人物試験 個別面接 適性検査
経験者職員採用試験	一般行政	・昭和39年4月2日以降に生まれた人(60歳未満)で、以下のいずれかの要件を満たす人 ① 大学を卒業(人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。)後、民間企業等における職務経験を5年以上有する人 ② 短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。)を卒業(人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。)後、民間企業等における職務経験を7年以上有する人 ③ 民間企業等における職務経験を9年以上有する人 ・福祉については、社会福祉主事の任用資格を有する人又は令和7年3月31日までに資格取得見込みの人	第1次試験日 令和6年9月29日 第2次試験日 令和6年11月2日～11月10日	第1次合格発表日 令和6年10月22日 最終合格発表日 令和6年11月27日	【一般行政(DXを除く)】 第1次試験 教養試験 択一式25問 75分 論文試験 1題 75分 適性検査 第2次試験 人物試験 個別面接
	一般行政(DX)				【一般行政(DX)】 第1次試験 論文試験 1題 90分 適性検査
	福祉				【専門職】 第1次試験 論文試験 1題 90分 適性検査
	心理				第2次試験 専門試験(口述式) 30分 人物試験 個別面接
	設備				
	総合土木				
	建築				
警察官(巡査)採用試験	農業				第2次試験 人物試験 個別面接
	I類	・平成元年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業若しくは令和7年3月までに卒業見込みの人又はこれらの人と同等の資格があると認められる人	第1次試験日 令和6年5月12日	第1次合格発表日 令和6年5月24日	第1次試験 教養試験 択一式50問 120分
	II類	・平成元年4月2日～平成17年4月1日に生まれた人(19歳～34歳)で、短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。)を卒業した人又は令和6年3月までに卒業見込みの人等	第2次試験日 令和6年6月1日～6月30日	最終合格発表日 令和6年8月16日	論(作)文試験 1題 60分 (※) ※評価は第2次試験において行う
	III類	・平成元年4月2日～平成18年4月1日に生まれた人で、I類・II類に該当しない人(18歳～34歳)			第2次試験 人物試験 個別面接、適性検査 身体検査 体力検査
	国際捜査I類	・前記I類の受験資格を有する人で語学(受験言語)が堪能な人			
県内第1回試験	武道・体育指導I類	・前記I類の受験資格を有し、卓越した柔道又は剣道の技術を有する、いずれも段位が4段以上(大学卒業見込みの人限り3段を含む。)の人			国際捜査I類、サイバー犯罪捜査I類、II類

	サイバー犯罪捜査 I 類	・前記 I 類の受験資格を有し、独立行政法人情報処理推進機構が実施する経済産業省認定の情報処理技術者試験(I T パスポート試験及び情報セキュリティマネジメント試験を除く。)に合格している人及び合格する見込みの人又は情報処理安全確保支援士となる資格を有する人又は有する見込みの人		第1次試験 専門試験 I 記述式 90分 論(作)文試験 1題 60分 (※) ※評価は第2次試験において行う
	サイバー犯罪捜査 II 類	・前記 II 類の受験資格を有し、独立行政法人情報処理推進機構が実施する経済産業省認定の情報処理技術者試験(I T パスポート試験及び情報セキュリティマネジメント試験を除く。)に合格している人及び合格する見込みの人又は情報処理安全確保支援士となる資格を有する人又は有する見込みの人		第2次試験 専門試験 II 口述式 人物試験 個別面接、適性検査 身体検査 体力検査
警察官(巡査) 採用試験 県内第2回試験	I 類	・平成元年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業若しくは令和7年3月までに卒業見込みの人又はこれらの人と同等の資格があると認められる人	第1次試験日 令和6年9月15日 第2次試験日 令和6年10月5日～10月27日	第1次合格発表日 令和6年9月30日 最終合格発表日 令和6年12月20日
	II 類	・平成元年4月2日～平成17年4月1日に生まれた人(19歳～34歳)で、短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。)を卒業した人又は令和7年3月までに卒業見込みの人等		
	III 類	・平成元年4月2日～平成19年4月1日に生まれた人で、I 類・II 類に該当しない人(17歳～34歳)		
	武道・体育指導 I 類	・前記 I 類の受験資格を有し、卓越した柔道又は剣道の技術を有する、いずれも段位が4段以上(大学卒業見込みの人に限り3段を含む。)の人		
警察官(巡査) 採用試験 県外試験	I 類	・平成元年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業若しくは令和7年3月までに卒業見込みの人又はこれらの人と同等の資格があると認められる人	第1次試験日 令和6年5月12日 第2次試験日 令和6年7月13日	第1次合格発表日 令和6年5月23日 最終合格発表日 令和6年10月31日
警察官(巡査) 採用試験 県外試験	III 類	・平成元年4月2日～平成19年4月1日に生まれた人で、I 類に該当しない人(17歳～34歳)	第1次試験日 令和6年9月22日 第2次試験日 令和6年11月9日	第1次合格発表日 令和6年10月3日 最終合格発表日 令和7年1月15日

イ 実施結果

試験区分	試験職種	採用予定者数	申込者数	1次試験		2次試験 受験者数	最終合格者数	最終倍率
				受験者数	合格者数			
職員採用上級試験	一般行政	人 230	人 1,341	人 921	人 846	人 680	人 389	倍 2.4
	一般行政(DX)	2	52	20	16	15	3	6.7

福祉	28	101	71	68	53	32	2.2	
心理	21	69	52	47	40	21	2.5	
設備	29	26	20	19	15	12	1.7	
設備(警察)	2	5	3	3	3	1	3.0	
総合土木	35	97	64	60	43	28	2.3	
建築	5	20	15	15	11	8	1.9	
化学	11	38	24	23	20	14	1.7	
農業	12	59	49	43	38	16	3.1	
林業	1	18	10	8	6	3	3.3	
警察事務職員採用上級試験	17	148	103	64	50	24	4.3	
市町村立小・中学校事務職員採用上級試験	18	140	96	73	60	20	4.8	
免許資格職員採用試験	薬剤師	1	38	30	16	15	4	7.5
	獣医師	18	33	29	28	26	21	1.4
	保健師	13	83	72	53	49	20	3.6
	司書	5	114	100	21	20	5	20.0
職員採用初級試験	一般事務	13	180	143	74	50	28	5.1
	設備	4	4	3	2	2	1	3.0
	総合土木	3	6	6	6	5	4	1.5
警察事務職員採用初級試験	10	141	117	86	75	30	3.9	
市町村立小・中学校事務職員採用初級試験	8	92	80	64	52	18	4.4	
経験者職員採用試験	一般行政	10	139	81	30	25	9	9.0
	一般行政(DX)	3	18	9	9	9	6	1.5
	福祉	15	79	60	58	57	18	3.3
	心理	5	11	6	6	6	2	3.0
	設備	10	39	26	24	24	12	2.2
	総合土木	12	37	22	22	20	9	2.4
	建築	5	15	12	11	9	6	2.0
	農業	5	28	23	18	18	8	2.9
職員採用試験 計	551	3,171	2,267	1,813	1,496	772	2.9	

試験区分	試験職種	採用予定者数	申込者数	1次試験		2次試験 受験者数	最終合格者数	最終倍率
				受験者数	合格者数			
警察官男性	I類	人 206	人 2,157	人 1,020	人 945	人 752	人 261	倍 3.9
警察官女性	II類	13	735	394	355	227	86	4.6
警察官男性	III類	85	2,237	1,016	891	661	259	3.9
警察官女性	I類	17	574	280	263	182	78	3.6
警察官女性	II類	4	321	146	133	75	23	6.3
警察官女性	III類	12	770	382	349	241	120	3.2
国際捜査	I類	4	9	7	7	7	2	3.5
武道・体育指導	I類	5	7	6	6	5	3	2.0
サイバー犯罪捜査	I類	2	11	7	3	2	1	7.0
サイバー犯罪捜査	II類	2	19	12	5	2	2	6.0
県外募集	I類	4	44	38	2	1	0	-
県外募集	III類	16	41	29	3	3	0	-
警察官採用試験 計		370	6,925	3,337	2,962	2,158	835	4.0

(2) 採用選考の実施状況（令和6年度）

ア 採用選考実施状況総括表 (単位：人)

区分	被選考者数	合格者数
割愛選考 ※1	67	67
定例選考 ※2	156	96
障害者選考	134	17
就職氷河期選考	242	10

※1 割愛選考とは、人事交流等により、国や他の地方公共団体等の職員を採用するための選考をいう。

※2 定例選考の対象の職は、児童福祉司、保育士などである。

イ 主な選考の実施状況

区分	被選考者数	合格者数	倍率	主な受験資格 (かこ内の年齢は令和6年4月1日現在)	選考日程	合格発表日	選考方法
障害者を対象とした選考	134	17	7.9	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和39年4月2日～平成19年4月1日に生まれた人（17歳～59歳） ・身体障害者手帳を有し、障害の程度が1～6級の人 ・精神障害者保健福祉手帳を有する人 ・療育手帳又は知的障害者であることの判定書 ・1日7時間45分、週5日間、計38時間45分の職務の遂行が可能な人 	第1次選考日 令和6年10月20日 第2次選考日 令和6年11月16日	第1次合格発表日 令和6年11月8日 最終合格発表日 令和6年12月10日	第1次選考 教養試験 択一式40問 120分 作文試験 1題 60分 第2次選考 人物試験 個別面接
就職氷河期世代を対象とした選考	242	10	24.2	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人（38歳～53歳） ・司書については、司書の資格を有する人又は令和7年3月31日までに取得見込みの人 	第1次選考日 - 第2次選考日 令和6年10月11日～10月24日、11月1日 第3次選考日 令和6年11月29日	第1次合格発表日 令和6年10月1日 第2次合格発表日 令和6年11月22日 最終合格発表日 令和6年12月10日	第1次選考 書類選考(申込時に提出) 第2次選考 基礎能力検査 適性試験 第3次選考 人物試験 個別面接

(3) 昇任試験の実施状況（令和6年度）

警察官昇任試験実施状況

区分	申込者数	1次試験		2次試験		口述術科 受験者数	最終合格者数 B	最終倍率 A／B
		受験者数 A	合格者数	受験者数	合格者数			
警部	人 1,979	人 1,957	人 315	人 311	人 108	人 107	人 52	倍 37.6
警部補	2,933	2,899	504	498	233	233	158	18.3
巡査部長	2,610	2,576	641	638	323	321	256	10.1

(4) 昇任選考の実施状況（令和6年度）
 (単位：人)

職	被選考者数	合格者数
部長級	16	16
副部長級	59	59
課長級	92	92
副課長級	132	132
主幹級	217	217
主査級	261	261
警部	0	0
警部補	3	3
巡査部長	0	0

} 職員の任用に関する規則第21条の14第1項に係るもの

※上記のうち、選考に伴う試験の実施状況

区分	申込者数	第1次試験		第1次試験 免除者数 B	最終合格者数 C	最終倍率 (A+B)/C
		受験者数 A	合格者数			
主査級 昇任試験	人 251	人 202	人 91	人 38	人 80	倍 3.0

*申込者数には、第1次試験免除者38人を含む。

2 紙与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

令和6年10月17日、地方公務員法の規定に基づき、議会及び知事に対して、職員の紙与等に関する報告（意見）及び勧告を行った。主な内容は次のとおりである。

1 公民紙与較差に基づく紙与改定

(1) 月例給（令和6年4月から実施）

令和6年4月分の民間紙与と職員紙与との比較を行った結果、職員紙与が民間紙与を下回ったことから給料表を引き上げる。

民間紙与(A)	職員紙与(B)	較 差(A-B)
389,700 円	379,111 円	10,589 円 (2.79 %)

※ 民間紙与との比較を行った職員の平均年齢 41.6歳

- ・ 紙料表は、若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引上げ

(2) 特別給（令和6年12月から実施）

令和5年8月から令和6年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合と職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数の比較を行った結果、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数が民間の特別給の支給割合を0.09月分下回ったことから、職員の年間支給月数を4.60月に引き上げる。

民間の特別給	職員の期末手当・勤勉手当
4.59月	4.50月

2 社会と公務の変化に応じた紙与制度の整備（紙与制度のアップデート）

人事管理上の課題に対応し、時代の要請に即した紙与制度への転換。主な内容は次のとおりである。

(1) 紙料表

- ・ 初任給・若年層の水準を大幅に引上げ、特に管理職層についてより職責を重視した紙与体系となるよう見直し

(2) 諸手当

- ・ 国の見直し等を踏まえ、扶養手当等を見直し

3 人事管理に関する報告（意見）

（1）人材の確保の重要性と課題

- ・ 着実に人材を獲得するための新たな採用手法の導入や、個々の職員が能力を高め存分に発揮できる職務環境の整備等の積極的な推進が必要

（2）人材確保の具体的方向

- ・ 試験実施時期の早期化や多くの民間企業の採用に導入されている基礎能力検査の活用、社会人等の受験機会の拡大などを検討し実施することが必要

（3）人材の育成

- ・ 役割・ミッションへの納得感を高めるほか、研修などによる人材育成、若手職員のキャリア形成支援や、アップスкиリング、リスキリングへの支援が必要

（4）能力・実績に基づく人事管理の徹底

- ・ 人事評価の実施と活用は人材の確保・定着の観点からもより重要

（5）女性職員の活躍の推進

- ・ 引き続き、管理職登用を含めた女性職員の活躍を推進する取組が重要

（6）業務の見直しと柔軟な働き方に資するDXの更なる推進

- ・ TXにより生み出した時間の活用に期待

（7）仕事と生活の両立支援の推進

- ・ 改正育児・介護休業法の趣旨や国の動向を踏まえた適切な対応が必要

（8）総実勤務時間の縮減（教員の働き方改革）

- ・ 教職員の働き方改革と未配置・未補充の解消に向けた一層の努力が必要

（9）心身の健康管理、ハラスマントの防止及び公務員倫理等の徹底

- ・ メンタルヘルス対策の強化、カスタマーハラスマントから職員を守るため対応の検討、後を絶たない不祥事防止のための公務員倫理の徹底が重要

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

（1）令和6年度中に処理したもの

（令和7年3月31日現在）

事案名	要求者	要求内容	受付年月日	審理の結果	備考
令和6年(措) 第1号事案	知事部局 主査級	住居手当の認定取り消し及び返還請求の取消し	R6.7.9	R6.10.20 取下げ (左記手続きが取り消されたため)	
令和7年(措) 第1号事案	教育局 会計年度 任用職員	令和7年度会計年度 任用職員として採用されること	R7.3.3	R7.3.13 却下	

処理 計2事案2件

（2）係属中のもの なし

4 不利益処分に関する審査請求の状況

(1) 令和6年度中に処理したもの

(令和7年3月31日現在)

事案名	処分者	処分内容	受付年月日	審理の結果	備考
令和5年(不) 第1号事案	埼玉県教育委員会	懲戒免職	R5.10.23	R6.12.19 処分承認	
令和6年(不) 第1号事案	埼玉県教育委員会	懲戒免職	R6.1.25	R7.3.13 処分承認	

処理 計2事案2件

(2) 係属中のもの

(令和7年3月31日現在)

事案名	処分者	処分内容	受付年月日	審理の結果	備考
昭和60年以前 7事案	埼玉県教育委員会	停職、減給、戒告	S35.1.12 外	係属中 9件	

係属中 計7事案9件

告 示

埼玉県告示第八百二十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年十月三十一日

埼玉県知事 大野元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

災害救助用備蓄食料「缶入りパン」 125,160食（段ボール箱1箱24食入り×5,215箱）

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和8年3月27日（金）

(4) 納入場所

埼玉県農林部農産物安全課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 石井 電話048-830-5780（直通） 電子メールa2720-01@pref.saitama.lg.jp

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年12月18日（木）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年12月17日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年12月18日（木）午前10時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和7年12月18日（木）午前10時10分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和7年12月1日（月）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和7年11月7日（金）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Emergency Supply of Canned Bread for Disaster Relief

125, 160 cans (5, 215 boxes, 24 cans/box)

(2) Deadline for Submissions:

By electronic bidding system: 10:00 am, Thursday, December 18, 2025

By registered mail: 5:00 pm, Wednesday, December 17, 2025

In person: 10:00 am, Thursday, December 18, 2025

(3) Contact Information:

General Affairs and Supplies Procurement Group,

Bidding Services Division, Department of General Affairs,

Saitama Prefectural Government

3-15-1 Takasago, Urawa-ku,

Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Japan

Phone. 048-830-5780

告 示

埼玉県告示第八百二十三号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十七条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和七年十月三十一日

埼玉県知事 大野元裕

一件名

川越都市計画事業（仮称）川島インターChエンジ南側地区土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

ア 令和七年十一月二十五日（火）十〇時から十一時三〇分まで

川越市役所庁舎 七階七口会議室

イ 令和七年十一月二十五日（火）十三時三〇分から十五時まで

東松山市野本コミュニティーセンター 講座室

ウ 令和七年十一月二十六日（水）十〇時から十一時三〇分まで

坂戸市勝呂地域交流センター 視聴覚室

エ 令和七年十一月二十六日（水）十三時三〇分から十五時まで

川島町役場庁舎 中会議室

三 都市計画決定権者の名称

川島町

四 意見を聴こうとする事項

川島町が作成した川越都市計画事業（仮称）川島インターChエンジ南側地区土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意

見

告 示

埼玉県告示第八百二十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条第二項の規定により産業廃棄物処理施設を設置しようとする者から申請書が提出されたので、同条第四項の規定により次とのとおり告示し、当該申請書及び同条第三項の当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、埼玉県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和七年十月三十一日

埼玉県知事 大野元裕

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

株式会社クリーンテックサーマル

埼玉県深谷市折之口千九百八十五番地

代表取締役 反後太郎

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

埼玉県深谷市折之口字稜威ヶ原千九百九十番四外四筆

三 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）

第七条第三号、五号、八号及び十三号の二に規定する焼却施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

イ 産業廃棄物

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、動物のふん尿、動物の死体（牛、馬、豚、めん羊及び山羊を除く。）

ロ 特別管理産業廃棄物

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、廃酸（pH二・〇以下のものに限る。）、廃アルカリ（pH十二・五以上のものに限る。）、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物

五 申請年月日

令和七年六月十日

六 縦覧場所及び縦覧時間

縦 覧 場 所	縦 覧 時 間
埼玉県環境部産業廃棄物指導課	午前九時から午後四時三十分まで
埼玉県北部環境管理事務所	午前九時から午後四時三十分まで
熊谷市環境部環境政策課	午前九時から午後四時三十分まで
深谷市環境水道部環境課	午前九時から午後四時三十分まで

七 縦 覧 期 間

令和七年十月三十一日から令和七年十二月一日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）

八 意見書の記載事項

イ 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 意見書を提出する理由

ハ 生活環境の保全上の見地からの意見

九 意見書の提出期間

令和七年十月三十一日から令和七年十二月十五日まで

十 意見書の提出方法

イ 日本語によること。

ロ 持参又は郵送（令和七年十二月十五日消印有効）

十一 意見書の提出先

埼玉県北部環境管理事務所（郵便番号三六〇一〇〇三一 埼玉県熊谷市末広三丁目九番一号）

埼玉県告示第八百二十五号

告 示

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

令和七年十月三十一日

埼玉県知事 大野元裕

一 指定医療機関

名 称	開 設 者 名	所 在 地	指 定 年 月 日
中山皮膚科医院	中山 佳代子	熊谷市筑波一一二七一三サン ハイツ大和第一 一一〇二	令和七年十月
所沢脳神経外科クリニック	近藤 康介	所沢市岩岡町六四四一	令和七年十月
かけはし内科クリニック	高橋 剛	所沢市岩岡町六四四一	令和七年十月
所沢こころのクリニック	松永 明希子	i—C L B l d g 一階 所沢市日吉町一八一四Ara	令和七年十月
咽喉科	上尾すぎやま耳鼻	上尾市今泉三一一〇一一六	令和七年十月
もみじ在宅クリニック	福田 悠一	新座市東二一一一六	令和七年十月
悠クリニック	ツク		一日

医療法人社団 Me	川ファミリークリニック	こどものクリニック	つむぎ	一般社団法人夢	工房	一般社団法人夢	志木市幸町四一一一																	
医療法人社団 M	ed surf	一般社団法人愛会	一般社団法人信	一般社団法人愛会	飯能市大河原九三四一二	一般社団法人愛会	志木市幸町四一一一																	
株式会社トモズ	株式会社 tru	株式会社 thone	あおい薬局	ゆうかり薬局	坂詰歯科・矯正歯科	上里スマイル歯科	デンタルケア北本	さかした歯科医院	下歯科医院	医療法人社団坂	小林 理治	光会	医療法人社団充	加須市道目四四七一七	坂戸市三光町二二一一五	一般社団法人信	一般社団法人愛会	一般社団法人信	一般社団法人愛会	一般社団法人信	一般社団法人夢	工房	一般社団法人夢	志木市幸町四一一一
春日部市下柳一四二九一八	所沢市岩岡町六四四一	行田市中央一三一一二	児玉郡上里町金久保三五九一イオンタウン上里二階	北本市中央二一五九二〇二	朝霞市朝志ヶ丘一一六一三五	狭山市入間川一一八一三〇	ハイツ狭山一F一A	加須市道目四四七一七	坂戸市三光町二二一一五	飯能市大河原九三四一二	志木市幸町四一一一													
一日 令和七年九月	一日 令和七年十月	一日 令和七年五月	一日 令和五年五月	一日 令和七年九月	一日 令和七年十月	一日 令和七年九月	一日 令和七年十月	一日 令和七年九月	一日 令和七年二月	十五日 令和七年九月	一日 令和四年四月													

ふじのはな薬局		パル薬局新座店		株式会社パル・オネスト		株式会社ウイズ	
ステーション所沢	おもだか訪問看護ステーション	はる訪問看護ステーション	訪問看護ステーション	くるみ薬局	店	パル薬局鶴馬一丁目店	ワイエス薬局
s h a	合同会社M a r	i m e	株式会社Y , t	株式会社A — Z	トモ	セキ薬局 鶴ヶ舞	株式会社パル・オネスト
ステート二一〇一	所沢市上新井二一一二七一八工	三郷市鷹野三一一二六五十三	三郷市早稻田四一二七一三	一	七	富士見市鶴馬一一二二一一	久喜市古久喜二二六一一
一日	令和七年九月一日	令和六年二月一日	令和七年九月一日	令和七年九月一日	令和七年十月一日	令和七年九月一日	令和七年十月一日

氏名	住所	施術所	所在地	指定年月日				
小向 雅子	林 博之	田沼 貴志	本間 大地	櫻井 蓮				
指圧 和	上福岡整骨院・上福岡鍼灸院	骨院	リライフ鍼灸整	ひらいはりきゅう 整骨院 日暮	成増北口整骨院	名称		
一七 東京都板橋区赤塚一一三六	ふじみ野市上福岡一一一	加須市北下新井一〇四一二	東京都荒川区東日暮里六一	一七一一〇二	東京都板橋区成増三一四一	所在地		
一日 令和七年四月	十五日 令和七年九月	一日 令和七年九月	一日 令和七年六月	一日 令和七年七月	一日 令和七年七月			

二 指定施術機関

アキユリア訪問看護ステーション	ご長寿くらぶ新座・西堀訪問看護事業所	株式会社アーバンアーキテック	Lia	上尾市浅間台一一一六一四一
かりんの里訪問看護ステーション 護ステーション	わおん訪問看護ステーション草加	合同会社ライフリンク	新座市西堀二一一五一一〇	一〇八
株式会社M&K	あおいとり株式会社	草加市稻荷二一一三七一五新栄 商事ビル一〇一号室	新座市西堀二一一五一一〇	令和七年九月
ミール一〇三号室 行田市持田四一三五一一五ド	北本市中丸四一一二三一五	一日	一日	令和七年九月
一日 令和七年五月	令和七年四月	一日	一日	令和七年九月

砂賀 沙貴	遠山 勇太	清松 諒太
店院 県央 エリア	からだ元気治療 i i t o k o 鍼灸治療院	千歳烏山治療院
尾 アクリアヒルズ三〇五	上尾市向山二一四〇一一上 〇一四	新座市野火止八一一六一六 一五一一〇NT千歳烏山二F
一日	令和七年九月 二十五日	令和七年八月 一日

埼玉県告示第八百二十六号

告 示

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があつた。

令和七年十月三十一日

埼玉県知事 大野元裕

一 指定医療機関

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
名 称	名 称	グリーン調剤薬局	さくら薬局 所沢 緑町店
所 在 地	所 在 地	ボプラ薬局	さくら薬局 所沢 緑町店
か 指 定 訪 問 看 護 は る ー シ ヨ ン 春 日 部	医 療 法 人 修 志 会 り あ ん 訪 問 看 護 ス テ	蓮 田 店	さくら 薬局 所沢 緑町店
所 在 地	所 在 地	ア ー ク 調 剤 薬 局	さくら 薬局 所沢 緑町店
杉 台 A 一 〇 二	飯 能 市 美 杉 台 五 一 一 九 一 二 〇 バ リ ュ ー ジ ュ 美	階 北 側	グ リ ー ン 調 剤 薬 局
川 越 市 牛 子 三 五 一 四	カ ナ 才 治 療 院 牛 子 店	春 日 部 市 中 央 六 一 一 一 二 七 ふ じ の ダ イ ヤ ビ ル 三	さくら 薬局 所沢 緑町店
(追 加)	(追 加)	春 日 部 市 谷 原 一 一 一 二 古 谷 谷 原 ビ ル 一 〇 一 号	ア ー ク 調 剤 薬 局
所在 地	名 称	蓮 田 店	ア ー ク 調 剤 薬 局
施 術 所	氏 名	ア ー ク 調 剤 薬 局	ア ー ク 調 剤 薬 局
佐 藤 直 樹	二 指定施術機関	さ く ら 薬 局 所 沢	さ く ら 薬 局 所 沢

二 指定施術機関

名 称	变 更 事 項	变 更 前	变 更 後
施 術 所		变 更 前	变 更 後
所在地	名 称	变 更 前	变 更 後
(追 加)	(追 加)	变 更 前	变 更 後
川 越 市 牛 子 三 五 一 四	カ ナ 才 治 療 院 牛 子 店	变 更 前	变 更 後

鶴野 卓志	堀越 武	小山 正浩			
施術所	施術所	施術所			
所在地	名称	所在地	名称	所在地	名称
○二 二三江塚マンション四	K e e p 在宅マッサージ	ハイム二〇三号 東京都足立区竹の塚四 一九一三パークサイド	E i R O W 竹ノ塚ステーション 訪問医療マッサージ K	久喜市久喜中央二一四 一二六コバヤシハウス 二〇三	ショーン 北足立郡伊奈町中央 五一二七ローズガーデン式番館一〇七
A ハウス一〇一	フレアス在宅マッサージ 板橋施術所	大宮四一二六一三鯨 井ビル二〇一	株式会社アメニティ サービス	さいたま市見沼区東 北足立郡伊奈町中央 五一二七ローズガーデン式番館一〇七	KE i R O W 伊奈町 訪問鍼灸マッサージ K 訪問鍼灸マッサージ K ステーション

埼玉県告示第八百二十七号

告 示

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

令和七年十月三十一日

埼玉県知事 大野元裕

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
杉下内科	ふじみ野市清見三一一一二	令和七年八月三十
柳瀬川ファミリークリニック	志木市幸町四一一一	一日
坂戸メディカルクリニックス	坂戸市三光町二二一二五	令和四年三月三十
りえこ歯科・矯正歯科	加須市道目四四七一七	令和七年一月三十
クリニック		一日
さかした歯科医院	朝霞市朝志ヶ丘一一六一三五	令和七年八月三十
坂詰歯科医院	医療法人社団小田倉児玉郡上里町金久保三五九一一イオン 会上里スマイル歯科	令和七年八月三十
行田市中央一三一一二	タウン上里二F	令和五年四月三十

告 示

埼玉県告示第八百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があつた。

令和七年十月三十一日

埼玉県知事 大野元裕

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
上尾そのだ眼科	上尾市宮本町三一ニA—GEO タウン一階一〇八区画	令和七年五月一日
坂詰歯科・矯正歯科 むら歯科・矯正歯科	F 蓮田市本町一一一五ヤワラビル一 医療法人邦歯会にし	令和七年十月三十一日

埼玉県告示第八百二十九号

告示

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり休止の届出があつた。

令和七年十月三十一日

飯能産婦人科医院	名 称
飯能市双柳一三二二一一	所 在 地
令和七年九月一日	休止年月日

菊地 正修							氏名	
						住所		施術所
名 称	所在 地	一七	東京都板橋区徳丸一 九	渡辺マンショ ン二一 一〇二	鶴ヶ島市脚折一四四二 一一	入間市東藤沢四一 一六一	川越市霞が関北二 一六一	
ヨン 武練馬ステーション	K E i R O W 東	ケ島ステーション	K E i R O W 鶴	入間ステーション	K E i R O W	川越ステーション	K E i R O W	一〇三
一 七	東 京 都 板 橋 区 徳 丸 一 九 一	渡 辺 マ ン シ ョ ン 二 一 一 〇 二	鶴 ヶ 島 市 脚 折 一 四 四 二 一 一	入 間 市 東 藤 沢 四 一 一 六 一	川 越 市 霞 が 関 北 二 一 六 一	一 一 〇 三	所 在 地	休止年月日
一日 令和七年八月								

菊地	
正修	
I シ ヨ ン	K E i R O W さ
いたま桜区ス テ	いたま緑区ス テ
一九一一一三一四	さいたま市桜区下大久保一二
一日	さいたま市緑区中尾三四三一
	令和七年八月

告 示

埼玉県告示第八百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり再開の届出があつた。

令和七年十月三十一日

埼玉県知事 大野元裕

名 称	所 在 地	再 開 年 月 日
飯能産婦人科医院	飯能市双柳一三二二一一	令和七年八月二十五日

告 示

埼玉県告示第八百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和七年十月三十一日

埼玉県知事 大野元裕

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
みき薬局 寄居	大里郡寄居町 六寄居六七四一	しかわ薬社に	介護予防居宅療養管理指導	令和七年八月一

埼玉県告示第八百三十二号

告
示

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があつた。

令和七年十月三十一日

埼玉県知事
大野元裕

よ 風 桶川ケアセンターソ						よ 風 八潮ケアセンターそ		熊谷ケアセンターそよ風		
称事業者名			在事業者所			在事業者所		称事業者名		
コイマ株式会社 ニアツトメトニン テトリユイ・タニ	株式会社そよ風ニ	カ株ジ式会ヤ会社パンメデ	オ一青東 青三山都 青山ビ 一都港 山都港 ビルラ セ 北	青東 一山都 四二都 一区二 一港区 一南	宮さ 九区い 六木桜 木町大	鴻巣市 六市天 七神三	オ一青東 青山ビ 青山ビ 二都港 二都港 ラセ 北	コイマツ ニアメニ ント・タ 株式会 ユリタニ	株式会 そよ風ニ	カ株ジ ヤ会社 パンメデ
Y株式会社 K会社 A社 Z S E O	コイマ株式会 ニアツトメトニン テトリユイ・タニ	株式会社そよ風ニ	シ青一青東 青七山都 青山ビ 七都港 ビルボ 一都港 デ ラ 南	オ一青東 三山都 二都港 二都港 ブルセ 一区北	宮さ 九区い 四二都 一木桜 木町大	シ青一青東 青山七 二都港 二都港 ビルボ 一都港 デ ラ 南	Y株式 O会社 K会社 A社 Z S E O	コイマツ ニアメニ ント・タ 株式会 ユリタニ	株式会 そよ風ニ	マツトそよ風ニ
生介居生認短通 活護宅活知期所 介予介介症入介 護防護護対所護 短支応生 持援型活 入所共介 護						応介居生認通 型護宅活知所介 共予介護介症對 同防護支應 生認活知援 応介症護對		応介居生認通 型護宅活知所介 共予介護介症對 同防護支應 生認活知援 応介症護對		

「そよ風」事業者名						「そよ風」事業者名					
称事業者名			在事業者所			称事業者名			在事業者所		
コイマ株 ミアツ式 ユメト会 ニン社 テトリユ イ・タニ	株式会 社そよ 風ニ	カ株 ジ式会 ヤ社パ ンメデ	オ一青東 青三山都 山ビブ ビルラセ 一区北	一青東京 一四二都 一港一区 二南	一宮さ 九櫻木 六木町 一大市	一鴻巣 六天神 七三町 三一大	コイマ株 ミアメント ユニテイ・ トヨリタニ	株式会 社そよ 風ニ	オ一青東 青三山都 山ビブ ビルラセ 一区北	一青東京 一四二都 一港一区 二南	一青東京 一四二都 一港一区 二南
Y株 O式 K会 A社 Z S E O	コイマ株 ミアツ式 ユメト会 ニン社 テトリユ イ・タニ	マ株 ツ式会 社そよ 風ニ	ン青一青東 山七山都 ビビルボ ラデイラ 一五 南	オ一青東 青三山都 山ビブ ビルラセ 一区北	一青東京 一四二都 一港一区 二南	一宮さ 九櫻木 六木町 一大市	Y株 O式 K会 A社 Z S E O	コイマ株 ミアメント ユニテイ・ トヨリタニ	ン青一青東 山七山都 ビビルボ ラデイラ 一五 南	一青東京 一四二都 一港一区 二南	一青東京 一四二都 一港一区 二南
生介居短通 活護宅期所 介予介入介 護防護所護 短支生 期援活 入介護						応介生介居短通訪 型護型護活護宅活知期所問 共予通予介予介入介所 同防所防護防護對所護 生認介認活知護知症對 活知護知症對 介護症對					

そよ風 おおいケアセンタ				つるせケアセンタ							
在事業者所				称事業者名			在事業者所				
オ一青東 青三山京 山二都 ビブ 港 ルラ七区 セ 北	青東 一山京 四二都 一 港 一区 二南	宮さ 九櫻た 六木市 一大	鴻巣市 七天神 三	コイマ株 ミアツ会 ユメト社 ニンテソ トヨリタ ユイ・タニ	株式会 マツト社 ユンソ トヨリタ ユイ・タニ	カ株ジ ヤ社バ ンメデ	オ一青東 青三山京 山二都 ビブ 港 ルラ七区 セ 北	青東 一山京 四二都 一 港 一区 二南	宮さ 九櫻た 六木市 一大	鴻巣市 七天神 三	
ン青一青東 グ山七山京 ビ二都 ルボ 港 デ 五区 イラ 南	オ一青東 青三山京 山二都 ビブ 港 ルラ七区 セ 北	青東 一山京 四二都 一 港 一区 二南	宮さ 九櫻た 六木市 一大	Y株 O式 K会 A社 Z S E O	コイマ株 ミアツ会 ユメト社 ニンテソ トヨリタ ユイ・タニ	マ株式 マツト会 ユンソ トヨリタ ユイ・タニ	ン青一青東 青三山京 山二都 ビブ 港 ルボ 港 デ 五区 イラ 南	オ一青東 青三山京 山二都 ビブ 港 ルラ七区 セ 北	青東 一山京 四二都 一 港 一区 二南	宮さ 九櫻た 六木市 一大	
生介短通 活護期所 介予入介 護防所護 短生 期活 入介 所護						通所介護					

よ 風 ケア センタ ーそ							お い ケア センタ ーそ		
称事業者名			在事業者所				称事業者名		
コイマ株 ミアツ式 ユメト会 ニンテトリ ユイ・タニ	マ株式 ツト会社 そよ風ニ	カ株式 ジヤ会社 パンメデ	オ一青東 青三山都 山二都港 ビブルラ セセ 北	一青山都 二都港 一港区 二南	一宮区 九桜木 六木町 一大市	一鴻巣市 六天神 七三 三	コイマ株 ミアツトリ ユイ・タニ	マ株式 ツト会社 そよ風ニ	カ株式 ジヤ会社 パンメデ
Y株 O式 K会 A社 Z S E O	コイマ株 ミアツ式 ユメト会 ニンテトリ ユイ・タニ	マ株式 ツト会社 そよ風ニ	ン青一青東 グ山七都 ビルボーデ ラ 五 南	オ一青山都 二都港 一港区 二南	一青山都 二都港 一港区 二南	一宮区 九桜木 六木町 一大市	Y株 O式 K会 A社 Z S E O	コイマツト ユニメント リタ・イ	マ株式 ツト会社 そよ風ニ
生介居短通 活護宅期所 介予介入介 護防護所護 短支生 期援活 入所護							生介短通 活護期所 介予入介 護防所護 短生 期活 入介護		

春日部ケアセンター				幸手ケアセンター							
在事業者所				称事業者名			在事業者所				
オ一青東 青三山京 山二都 ビープ ルラ七区 セ 北	青東 一山京 四二都 一港 一区二南	宮さ 九区い 六木桜 木町市 一大	鴻巣市 六七三 天神三	コイマ株 ミアツ式会 ユメト会社 ニントヨユ トイ・タニ	株式会 マツト会 ニントヨ ユトイ・タニ	カ株ジ ヤ公社 パンメデ	オ一青東 青三山京 山二都 ビープ ルラ七区 セ 北	青東 一山京 四二都 一港 一区二南	宮さ 九区い 六木桜 木町市 一大	鴻巣市 六七三 天神三	
ン青一青東 グ山七山京 ビ二都 ルポ一港 デ五区 イラ 南	オ一青東 青三山京 山二都 ビープ一港 ルラ七区 セ 北	青東 一山京 四二都 一港 一区二南	宮さ 九区い 六木桜 木町市 一大	Y株 O式 K会 A社 Z S E O	コイマ株 ミアツ式会 ユメト会社 ニントヨユ トイ・タニ	マ株式 マツト会 ニントヨ ユトイ・タニ	ン青一青東 山七山京 ビ二都 ルポ一港 デ五区 イラ 南	オ一青東 青三山京 山二都 ビープ ルラ七区 セ 北	青東 一山京 四二都 一港 一区二南	宮さ 九区い 六木桜 木町市 一大	
応介生認居通 型護活知宅所 共予介症介介 同防護対護護 生認 応支 活知 型共 介症 護対 共同	生介短通 活護期所 介予入介 護防所護 短生 期活 入介 所護										

ムそよ風 加須グループホー				よ風 庄和ケアセンターそ				そよ風 春日部ケアセンタ			
在事業者所				在事業者所				称事業者名			
オ一青東京 青三山二都 山ビプ ルラ七区 セ 北	一青山二都 東京一四 二都一港 区一南	宮さ 九櫻木 六天町 七市一大	鴻巣市 六天神 七三	オ一青東京 青三山二都 山ビプ ルラ七区 セ 北	青山二都 東京一四 二都一港 区一南	宮さ 九櫻木 六天町 七市一大	鴻巣市 六天神 七三	コイマツト ミアメニ ュントリタ ニ・タ	株式会社ユ リタニ	株式会社ユ リタニ	カ株ジヤパンメ デ
ン青一青東京 グ山七山二都 ビ二都一港 ルポ 港 デ 五区 イラ 南	オ一青東京 青三山二都 山ビプ ルラ七区 セ 北	青東京一 一四二都 一港区一 二南	宮さ 九櫻木 六天町 七市一大	ン青一青東京 グ山七山二都 ビ二都一港 ルポ 港 デ 五区 イラ 南	青山二都 東京一四 二都一港 区一北	オ一青東京 青三山二都 山ビプ ルラ七区 セ 北	青東京一 一四二都 一港区一 二南	Y株 OKA ZSE	株式会社 A Z E	株式会社 リタニ	マ株ジヤパンメ デ
応介生認 型護活知 共予介症 同防護対 生認活知 介症護対 共同				応介生認 型護活知 共予介症 同防護対 生認活知 介症護対 共同				応介生認 型護活知 共予介症 同防護対 生認活知 介症護対 共同			

上尾 そよ風 ケアセンタ ー						戸田 そよ風 アコミュニテ			加須 ムそよ風 グループホー		
事業者名			在事業者所			在事業者所			事業者名		
コイマ株 ニアツ式会 ユメト会社 ニンテトリ ユイ・タニ	株式会社 そよ風ニ	株式会 ヤパンメ デ	オ一青東 青三山都 青山二都 ビブルラ セ 北	一青東都 二都港区 二 一区 一四	一宮さ 九区い 一桜木ま 六木町市 一大	コイマ株 ニアツ会 ニンテリ ユイ・タニ	オ一青東 青三山都 青山二都 ビブルラ セ 北	一青東都 二都港区 二 一区 一四	コイマ株 ニアツ会 ニンテリ ユイ・タニ	株式会 そよ風ニ	株式会 ヤパンメ デ
Y株 O式 K会 A社 Z S E O	コイマ株 ニアツ会 ニンテリ ユイ・タニ	株式会 ヤパンメ デ	ン青一青東 グ山七都 ビルボーデ セ 北	一青東都 二都港区 二 一区 一四	一青東都 二都港区 二 一区 一四	Y株 O式 K会 A社 Z S E O	ン青一青東 グ山七都 ビルボーデ セ 北	一青東都 二都港区 二 一区 一四	Y株 O式 K会 A社 Z S E O	株式会 そよ風ニ	株式会 ヤパンメ デ
生介居短通 活護宅期所 介予介入介 護防護所護 短支生 期援活 入所 介護						応介生介居生認 型護活護宅活知 共予介予介介 同防護防護護 生認活知症 短支期援 介護対入所 所					

ム そ よ 風 所 澤 グ ル — ブ ホ —		上 福 岡 グ ル — ブ ホ		大 井 グ ル — ブ ホ		三 芳 グ ル — ブ ホ		草 加 ケ ア セ ン タ ー そ よ 風			
称事業者名	在事業者所	称事業者名	在事業者所	称事業者名	在事業者所	称事業者名	在事業者所	称事業者名	在事業者所		
コイマ株式会社 ミアツメトニンティントリユ イ・タニ	オ一青山東京 青三山二都 青山ビルラ ビルラセ 北	コイマ株式会社 ミアツメトニンティントリユ イ・タニ	オ一青山東京 青三山二都 青山ビルラ ビルラセ 北	コイマ株式会社 ミアツメトニンティントリユ イ・タニ	オ一青山東京 青三山二都 青山ビルラ ビルラセ 北	オ一青山東京 青三山二都 青山ビルラ ビルラセ 北	オ一青山東京 青三山二都 青山ビルラ ビルラセ 北	コイマ株式会社 ミアツメトニンティントリユ イ・タニ	オ一青山東京 青三山二都 青山ビルラ ビルラセ 北		
Y株式会社 K会社 A社 Z S E O	ン青一青山東京 グ山七山二都 ビルボ 港区 デ デイラ 南	Y株式会社 K会社 A社 Z S E O	ン青一青山東京 グ山七山二都 ビルボ 港区 デ デイラ 南	Y株式会社 K会社 A社 Z S E O	ン青一青山東京 グ山七山二都 ビルボ 港区 デ デイラ 南	オ一青山東京 青三山二都 青山ビルボ ビルボ 北	ン青一青山東京 青三山二都 青山ビルボ ビルボ 北	Y株式会社 K会社 A社 Z S E O	ン青一青山東京 青三山二都 青山ビルボ ビルボ 北		
応 介 生 認 型 護 活 知 共 予 介 症 同 防 護 対 生 認 活 知 介 症 護 対 応 型 共 同		応 介 生 認 型 護 活 知 共 予 介 症 同 防 護 対 生 認 活 知 介 症 護 対 応 型 共 同		応 介 生 認 型 護 活 知 共 予 介 症 同 防 護 対 生 認 活 知 介 症 護 対 応 型 共 同		応 介 生 認 型 護 活 知 共 予 介 症 同 防 護 対 生 認 活 知 介 症 護 対 応 型 共 同		応 介 生 認 型 護 活 知 共 予 介 症 同 防 護 対 生 認 活 知 介 症 護 対 応 型 共 同		介 居 短 通 活 宅 期 入 所 介 護 介 予 防 護 支 援 短 期 入 所 介 護	

よ 風 三 郷 ケ ア セ ン タ ー				そ よ 風 富 士 見 ケ ア セ ン タ ー			
称事業者名	在事業者所	称事業者名	在事業者所	称事業者名	在事業者所	称事業者名	在事業者所
コイマ株 ミアツ式 ユメト会 ニン社 テトリユ イ・タニ	株 式 会 社 そ よ 風 二	オ一青東 青三山京 青山二都 ビル港 ラ七区 セ北	一青東 青山一都 四二都 港一区 一区二南	コイマ株 ミアツ式 ユメト会 ニン社 テトリユ イ・タニ	株 式 会 社 そ よ 風 二	オ一青東 青三山京 青山二都 ビル港 ラ七区 セ北	一青東 青山一都 四二都 港一区 一区二南
Y株 O式 K会 A社 Z S E O	コイマ株 ミアツ式 ユメト会 ニン社 テトリユ イ・タニ	ン青一青東 山七山京 ビ二都 ブル港 デ五区 イラ南	オ一青東 青三山京 青山二都 ビル港 ラ七区 セ北	Y株 O式 K会 A社 Z S E O	コイマ株 ミアツ式 ユメト会 ニン社 テトリユ イ・タニ	ン青一青東 山七山京 ビ二都 ブル港 デ五区 イラ南	オ一青東 青山一都 三山二都 ビル港 ラ七区 セ北
通所介護				介護短期所 介護短期所 介護短期所 介護短期所			

奇玉累告示第八百三十三號

告示

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

令和七年十月三十一日

埼玉県知事
大野元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
ゆたか 春日部市谷原新田二二二〇	北葛飾郡杉戸町 才羽二一〇	介護予防短期入所 生活介護	短期入所生活介護
七四一 上尾市原市一二	老人保健施設すぎ とナーシングケア	通所リハビリテー ーション	介護予防通所リハ ビリテーション
居宅介護支援 ケアサポートあげ 事業所 お居家介護支援	介護予防短期入所 介護老人保健施設 療養介護	短期入所療養介護	令和六年二月二十 九日
平成二十七年十一月三十日	平成二十七年十二月三十一日	平成二十年三月三十一日	

深谷地域福祉事業 所だんらん					株式会社エミール 介護センタービスセンターデル イサビスセンターデル 五合苑	介護支援センター					霞ピンコロプラン朝	
深谷市原郷六九一					熊谷市日向九二一	東松山市殿山町二三一八					F 朝霞市岡一一二一 一三渡邊ビルB一	
特定介護予防福祉用具販売	貸与 介護予防福祉用具	特定福祉用具販売	福祉用具貸与	居宅介護支援	通所介護	居宅介護支援	通所介護	特定介護予防福祉用具販売	貸与 介護予防福祉用具	特定福祉用具販売	福祉用具貸与	居宅介護支援
平成三十一年三月 三十日					平成二十八年三月 三十日	平成二十七年十二月 三十一日	平成二十七年七月 三十日	平成二十五年四月 三十日	平成二十七年十一月 三十日	平成二十七年十一月 三十日	平成二十七年十一月 三十日	

デイサーサン ターフ	デイサーサン ターフ	ターグレープ	ターグレープ	ターグレープ	ターグレープ
新座市荒川上田野 七五五一九	新座市荒川上田野 七五五一九	秩父市蒔田一七九 〇一三	新座市東三一七一 二六	新座市新塙五〇六 一一四	福祉の里老人デイ サビスセンターデイ サーサービス老人デ いデイサービスさかえ いだいさかえだ
通所介護	通所介護	通所介護	訪問介護	通所介護	通所介護
平成二十八年三月 三十日	平成二十八年三月 三十日	平成二十八年三月 三十一日	平成二十八年三月 三十一日	平成二十八年三月 三十一日	平成二十八年三月 三十日

告 示

埼玉県告示第八百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり辞退の届出があつた。

令和七年十月三十一日

埼玉県知事 大野元裕

名称	所在地	サービスの種類	辞退年月日
アズハイム入間	入間市高倉二一四 一四	特定施設入居者生 活介護	
介護予防特定施設 入居者生活介護			令和七年九月一日

告 示

埼玉県告示第八百三十五号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和七年十月三十一日

埼玉県知事 大野元裕

道路の種類	路線名	区間
県道	練馬川口線	
まで	埼玉県戸田市下前二丁目二一九七四番二地先 から	

告 示

埼玉県告示第八百三十六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和七年十月三十一日

埼玉県知事 大野元裕

道路の種類	路線名	区間
県道	三芳富士見線	
地先まで	埼玉県富士見市鶴瀬東一丁目二二三七八番二一 埼玉県富士見市山室一丁目一五一〇番一	

告 示

埼玉県告示第八百三十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和七年十月三十一日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 許可番号
第二〇二四一一五一一〇号
- 二 雨水流出し抑制施設の敷地である土地の区域
埼玉県児玉郡神川町大字二ノ宮字西塚原百五番三外四十三筆
- 三 雨水流出し抑制施設の容量
容量七百八十三・一八立方メートル

告 示

埼玉県告示第八百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和七年十月三十一日

埼玉県知事 大野元裕

一 都市計画の種類及び名称

鴻巣都市計画道路三・四・四号生出塚新御成橋線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

鴻巣市滝馬室字中閭、字上閭、字下之谷、字上耕地及び字川通の各一部

ロ 削除する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県北本県土整備事務所、鴻巣市都市建設部

都市計画課

四 縦覧期間

令和七年十月三十一日から令和七年十一月十四日まで

告 示

埼玉県告示第八百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和七年十月三十一日

埼玉県知事 大野元裕

一 都市計画の種類及び名称

東松山都市計画道路三・三・三号東松山鴻巣線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

吉見町大字古名新田及び丸貫の各一部

ロ 削除する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県東松山県土整備事務所、東松山市都市計画部都市計画課、吉見町まち整備課

四 縦覧期間

令和七年十月三十一日から令和七年十一月十四日まで

告 示

埼玉県告示第八百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和七年十月三十一日

埼玉県知事 大野元裕

一 都市計画の種類及び名称

東松山都市計画緑地 第三号 吉見総合運動公園

二 都市計画を変更する土地の区域

埼玉県比企郡吉見町大字中曽根、大字上砂、大字一ツ木、大字地頭方、大字明秋、大字今泉、大字上細谷、大字松崎、大字本沢、大字小荒井、大字丸貫、大字中荒井、大字蚊斗谷、大字大和田、大字北下砂、大字古名新田、大字山口及び大字古名地内

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部公園スタジアム課、埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町まち整備課

四 縦覧期間

令和七年十月三十一日から令和七年十一月十四日まで

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年十月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉村正則

一 道路の種類	県道
二 路線名	騎西鴻巣線
三 道路の区域	

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
まで 地先から 同市大字桶上字青柳七六九番二地先	行田市大字桶上字青柳七六〇番一 まで 地先から 同市大字桶上字青柳一四八番一地先	行田市大字桶上字青柳七八六番一 地先から	区間
六・二三〇 八・五〇	五・七〇〇 一〇・六〇	五・七〇〇 一〇・六〇	敷地の幅員 (メートル)
三〇四・〇〇	二八二・〇〇	二八二・〇〇	延長 (メートル)
			備考

告 示

埼玉県教委告示第二十六号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和七年十月三十一日

埼玉県教育委員会教育長　日　吉

亨

一　日時
令和七年十一月五日　午前十時

二　場所
さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三　議題

- イ　県議会令和七年十二月定例会提出予定案件について
- ロ　教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令について
- ハ　その他